

## 両墓制の空間論

福田アジオ

- 一 問題の所在
- 二 両墓制研究における空間認識の展開
- 三 葬儀と墓・墓地——滋賀県甲賀郡水口町宇川の事例
- 四 両墓制の諸類型
- 五 両墓制と村落空間
- 六 両墓制成立の条件とその歴史性

### 論文要旨

日本の墓制の民俗学的研究で従来最も関心が寄せられてきたのは両墓制の問題である。両墓制研究の焦点はそれが古いか新しいかという点にあった。もちろん古いとする考えが民俗学研究者のなかでは多数派であり、日本人の古来の他界観・靈魂観を示すものとしてきた。それらの多くの研究は二つの施設のそれぞれ名称やその間の儀礼的な関係に注目し、両墓への墓参の継続期間や他方への移行時期に注意を払ってきた。またこの墓制を古いとする考えは石塔以前の姿を追究する傾向を生み、墓地・墓石以外の仏堂、位牌堂、あるいは霊山、死者の赴く山などの事象を研究の対象とするようなことが多くなった。

以上のような従来の両墓制研究は、村落における空間的配置の問題には必ずしも注目してこなかった。空間的配置に注目しても、両墓のみを取り出して、その距離を問題とするものが多く、村落空間全体のなかに位置付ける努力は少なかった。本稿では、両墓制を村落空間の問題として理解し、両墓制が村落そ

ものの歴史的形成過程と密接に関連して登場してきたものであると同時に、両墓制の両墓の配置は石塔建立の民俗が村落社会で一般化する段階での埋葬墓地のあり方の相違が作り出したものということを論証しようとした。

近江地方のいくつかの村落の墓制では、埋葬墓地が例外なくヤマの領域にあるのに対して石塔建立墓地が村落によって一定しないことが、両墓遠隔型、両墓近接型という両墓制の諸類型を作り出している。それに対して、関東地方などの墓制は遺体埋葬が屋敷内ないしは屋敷続きに行われていたところへ石塔建立の一般化があつて、単墓制が成立したものと思われる。したがって、石塔建立の一般化の時期における埋葬墓地のあるべき場所についての観念の相違が両墓制と単墓制という二つの墓制を成立させ、日本の大きな地方差を作り出したものと考えられる。

## 一 問題の所在

両墓制は日本の民俗学研究が最も精力的に調査研究してきたテーマである。特に、第二次大戦後の民俗学研究のなかでは中心的な課題であったと言っても過言ではない。それは、柳田國男の『先祖の話』に示された日本人の他界観、靈魂観を現実の民俗として如実に示すのが両墓制であるからである。<sup>(1)</sup> 柳田國男の見解によれば、日本人は死によって無になつてしまふのではなく、死後も永く靈魂は存続して、子孫と交流するのであり、その子孫との交流が最大の幸せであつた。したがつて、子孫のない靈魂は不幸な、そして不安定で危険な存在となる。いつまでも訪れる子孫が存続してくれなければならない。それは自分が先祖になつたときの願いでもあるし、また自分よりも上の先祖たちの願いでもあつた。そこに子孫を絶やさないという「家永統の願い」が強く継承されている理由がある。柳田國男は、このような理解を各地の民俗から抽出して示した。そして、それに伴う、日本人の靈魂観、他界観についていくつかの特徴を指摘した。

その第一が、靈肉分離の觀念である。死によつて、生前統一した存在であつた人間の靈魂と肉体は分離する。そして、肉体自体は無価値で無意味なものとなり、できるだけ速やかに自然に返してしまおうとする。死後に意味をもつのは靈魂のみであり、靈魂のみに価値を認めて、それを祀らうとしてきた。第二には個別の死者の靈魂が永続するのではなく、

その上の先祖たちの靈魂と融合して一つの存在となつて、永久に存続する。死に伴つて発生した個別の靈魂ができるだけ早くその個性を消して、先祖たちの靈魂に融合することを望み、そのために死者の供養を行つてきた。盆に迎えられられるのは先祖の靈であるが、それは単に「ご先祖さん」と呼ばれたり、「精靈<sup>しょうりょう</sup>」とか「お精靈<sup>しょうらい</sup>さん」と呼ばれるだけである。そして、第三には、その先祖の靈は、浄土教信仰のように、はるか遠くの西方極楽浄土に行つてしまふのではなく、子孫が暮す近くの山の上に留まる。そこから子孫を見守り、時に応じて子孫を訪れ、交流する。このような三つの特色をもつ他界観・靈魂観が日本人の古くからのものであつた。それが実際の各地の民俗として伝承されているのである。

両墓制研究はこの日本人の他界観・靈魂観の第一の特色を実証する民俗である。柳田國男自身が早くからこの墓制に注目し、特に『先祖の話』のなかで重視したのはそのためである。当然のことながら、柳田の提起を受けて調査研究の方向を展開する傾向にあつた民俗学としては、多くの人々が両墓制を調査し、またそれをめぐつて研究することになるのは必然であつた。両墓制の調査研究は戦後の民俗学のなかで大きな課題となつた。<sup>(2)</sup> しかし、柳田國男がこの世を去つてから三〇年を経過した今日でもなお両墓制の調査研究が必ずしも衰えず、相変わらず毎年多くの報告や論文が出されているのは、柳田國男の関心と興味とか、あるいは柳田の論拠となる重要な民俗であるという理由以上のものがあると思われる。考えられる理由としては二つである。

一つは柳田國男が両墓制を重視し、それを日本人の他界観・靈魂観を

示す重要な資料としながら、必ずしも決定的な解釈をしていなかったことである。柳田自身の両墓制に関する見解のなかでも変化があり、一貫していないのである。初期の研究では、両墓制を沖繩の洗骨改葬との関連で位置付け、遺骨から石塔へという展開を考え、後期の研究では霊肉分離による霊魂のみを祀る詣り墓を重視する考えを提示した<sup>(4)</sup>。このように、柳田國男が解答を確定しなかったため、調査研究によって自分なりの解答を出す可能性が残されていることとなった。これが多くの研究者が関心を持続してきた大きな理由と言えよう。

そして、第二には、両墓制は他の学問が正面からはほとんど取り上げることのない課題である点である。民俗学の独自性を示す研究課題として存続してきた。しかも、両墓制の一つの不可欠な要素は墓石にあるので、その建立年代が墓石に刻されていることによって、実年代的に把握でき、文書記録によって絶対年代を組み立てる歴史研究に接続できる可能性が大きいことも有力な理由であろう。両墓制研究の第二段階とも言うべき研究の傾向は竹田聰洲の詳細な墓石調査によって開始されたのである<sup>(5)</sup>。

膨大な調査研究の蓄積をもつ両墓制研究であるが、その研究の内容は両墓制は古いか新しいかという点に焦点があてられてきた。古いとする考えは、当然ながら柳田國男の『先祖の話』を継承し、日本人の古来の他界観・靈魂観を示すものとするのが主流である。しかし、同じく古いものとする立場には、初期の柳田の見解と同様に、沖繩の洗骨改葬との関連を考え、それが考古学的な知見によって日本列島において古く行われていた複葬の略化したものとする主張もある<sup>(6)</sup>。また逆に、石塔建立の

普及が近世成立期以降であるとして、両墓制もそれ以降の新しいものとする考えが提出されている<sup>(7)</sup>。この後者の石塔建立の時期を指標とする両墓制の成立期に関する見解が、各地での石塔の悉皆調査を促し、いくつもの墓地・墓石調査の成果を生み出した。

しかし、多くの研究は両墓のそれぞれの名称、いわゆる「埋め墓」と「詣り墓」の間の儀礼的な関係に注目し、「埋め墓」から「詣り墓」へ土とか石など何かを移すか移さないか、いつまで「埋め墓」に参り、いつから「詣り墓」にのみ参るようになるかということに注意を払ってきた。また墓地・墓石の年代にこだわる見解を批判する立場からは、石塔以前の詣り墓を追究する傾向が生じ、墓地・墓石以外の事象を両墓制研究の対象とするようなことが多くなった。仏堂、位牌堂、あるいは霊山、死者の赴く山などについての調査研究である。

また、多くの研究者の関心を集めたのは、両墓制の全国的分布の問題であった。少しでもこの問題に関心を有する人であれば承知しているように、両墓制は全国どこでも同じような分布を見るのではない。近畿地方に最も濃密な分布が見られ、そこから東西に離れるほどに分布は疎くなり、西では九州、東では東北にいたれば両墓制はほとんど皆無に近くなる。この分布は、両墓制は日本人の古い他界観・靈魂観を示すという柳田の解釈と矛盾する。柳田の民俗事象分布の解釈の方法である周囲論から判断すれば、両墓制は新しいということになるからである。この点でも先に指摘した、柳田の見解が確定していないことによる新たな研究の可能性を示している。

以上のような、両墓制研究におけるさまざまな側面からのアプローチは多くの事実とその解釈を提出した。しかし、一つの大きな問題が必ずしも十分に注意されてこなかった。それは両墓制の村落における空間的配置の問題である。両墓制という用語が示すように、二つの施設が一人の死者について設けられるという基本的な特質から見れば、その二つの施設の空間的な関係の追究がなされねばならないはずである。埋葬と石塔建立が同一地点あるいは同一区画で行われれば、それは両墓制ではない。普通民俗学では両墓制に対して、単墓制という用語で表現している。単墓制であり、それは全国的に見れば圧倒的な多数を占めている。したがって、単墓制との異同を考える際にも、両墓の空間的配置は重要な指標になる。たしかに、両墓制の研究において両墓の空間的配置は取り上げられ、考察されてきた。ところが、その考察は両墓のみを取り出して、その距離を問題とするものが多く、村落生活の空間全体の中に位置付ける努力は少なかった。両墓制のみならず、墓制はそれのみで存在しているのではない。人々の空間に対する観念によって、墓地は一定の場所に設けられてきた。村落における他のさまざまな施設や装置あるいは自然的事物との関係のなかで両墓も把握され、解釈される必要がある。

本稿では、両墓制を村落空間の問題として理解し、両墓制が村落そのものの歴史的・形成過程と密接に関連して登場してきたものであると同時に、両墓制の両墓の配置は石塔建立の民俗が村落社会で一般化する過程での埋葬墓地のあり方が作り出したものということを示すものとするものである。そのことによって、大方の両墓制研究者が関心事項と

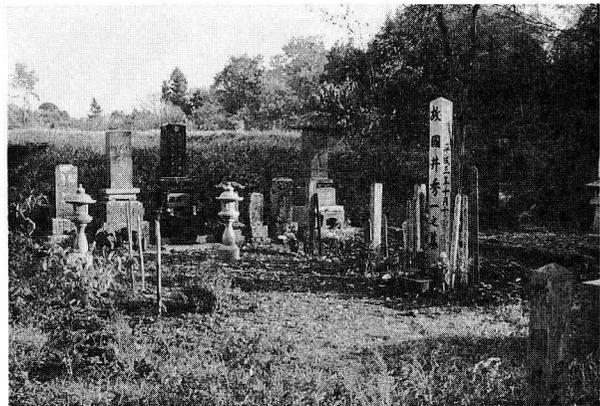


写真1 単墓制の墓地 (栃木県芳賀郡市貝町田野辺)

している両墓制の歴史的  
位置を明らかにすること  
にも大きく貢献できるも  
のと考えている。以下で  
は、事例を近江地方のい  
くつかの村落の墓制に求  
めて、両墓の村落空間に  
おける配置を考察し、そ  
こから両墓制成立の問題  
を考えようとするもので  
ある。

なお、本稿では、両墓  
制という用語を、埋葬墓  
地と石塔建立墓地が明確  
に別区画になっているもの  
に限定して使用する。埋  
葬のみに供する一定の  
土地があり、また石塔の  
みを建立する区画が別  
者が連続していたり、接  
続していても、二つの  
用途の土地の間に何ら  
かの境界があつて、そ  
れを外見として示して  
いる墓制である。この  
ことは、その墓制を行  
うてきている地域の人  
々が自ら認識し、二種  
類の土地に別々の名称  
を与えていることに示  
されている。両墓制に  
は二つの区画それぞれ  
を区別する呼称がある。  
それに対して単墓制と  
いう用語は埋葬墓地  
と石塔建立墓地が同一  
区画内にあり、用途と  
して区別されていない

を表現することにする。従来も指摘され、それをもって両墓制という報告もあるが、埋葬地点の上に石塔を建立せず、埋葬地点と石塔建立地点がずれて異なる事例は多い。関東地方の多くの屋敷墓の形態をとる墓地では、墓地の中央部に埋葬し、その石塔は墓地の周辺部に列状に配列している。これも個別の埋葬地点と石塔建立地点は異なるが、しかし墓地として見れば同一区画内であり、用途の相違を境界等を設定して外見に表示していない。それは、その墓制を行っている地域の人々が呼称上区別せず、一つの言葉のみで表現していることに現れている。これを単墓制と表現する。

また、従来、埋め墓とか葬地と呼ばれてきた所を埋葬墓地、詣り墓とか祭地と呼ばれてきた所を石塔建立墓地と記す。これは、従来の表現がその用語のなかにすでに一定の解釈を含み、特定の立場に立ってしまっている」と理解するからである。両墓制の二種類の施設について前提となる価値判断をもたずに、現象に即した言葉で表わすべきであると判断し、煩わしいが、埋葬墓地、石塔建立墓地とした。そして、墓穴が掘られて個人が埋葬された場所、個人の石塔が建立された場所はそれぞれ埋葬地点、石塔建立地点と表現する。したがって、両墓制は埋葬地点の集合としての埋葬墓地と石塔建立地点の集合としての石塔建立墓地の二つの施設を別にする墓制である。

## 二 両墓制研究における空間認識の展開

両墓制の問題を村落空間のなかで把握しようとする努力はなかったわけではない。埋葬地が集落から離れた地点に設けられ、それに対して石を建てる墓地は集落の近くや集落内にあるということは早く気付かれていた。先ず最初にはこのことを指摘したり、解釈した先行研究を跡付けておこう。

### ① 柳田國男「葬制の沿革について」<sup>(8)</sup>

両墓制の事例は個別には早くから報告されていたが、それを重要な民俗事象として学術的に位置付けたのは柳田國男である。柳田國男は一九二九年に発表した「葬制の沿革について」のなかで、未だ用語としては両墓制がないこの墓制について自分の郷里兵庫県の辻川の事例を紹介して論じている。そのなかで、その両墓の配置を次のように村落空間に注目して記述している。

先づ第一に注意せられねばならぬのは、墓地には二つの種類があつて、それが村によつて二つとも、又村によつては甲乙何れかの一つしか無いといふことである。(中略)

自分のよく知つて居る場合を標準に取つて、比較を進めて見るのが最も便利である。私の生れた中国東部の村などでは、三昧は遠く離れた原の端に大きなものが一つあつて、埋葬の儀式は勿論そこに行はれ、七七中陰の読経までは、其新墓の前でしたやうに思ふ。そ

れが何れの時を限りにしたのか、確実なる記憶は無いけれども、多分一周忌に石碑を建てることと関連して居たのであらう。兎に角三年目の盆の墓参には、最早三昧の方へは行かなかつたのである。

各部落には十戸二十戸分づゝ一群を為して、極めて民家接近した寺の裏手などに、我々の墓所といふ処があつて、そこには小さな石塔が狭苦しく並列して居た。盆彼岸は元より後々の年忌にも、供養は常にこの墓所の方のみ営むことになつて居て、事実上の埋葬地は、何人も之を省みようとしなかつたやうである。<sup>(9)</sup>

これで分かるように、柳田國男は両墓制について空間的配置に注目していた。埋葬墓地は集落から離れた寂しい場所であり、それに対して石塔は集落内の寺院境内墓地に建てられるという。

この二つの墓の相違については、埋葬墓地を「葬地」、石塔建立墓地を「祭地」と名付けたが、この段階では必ずしも明確な解答は出されなかつた。石塔建立は新しい現象であり、それ以前はおそらく沖繩の洗骨改葬と同様に、骨をもって靈魂の憑付く所と考えていたと想定したために、遺体を葬る「葬地」について特別な理解ができなかつたものと思われる。それに対して「祭地」は文字どおり靈魂を祀る場所なのであり、現在は石塔であるが、古くは骨そのものの存在が「祭地」の要件であつたと考えた。

ところが、柳田はその後、洗骨改葬と石塔との関連を想定しなくなつた。一九三一年刊行の『明治大正史世相篇』において、「亡骸はやがて朽ち行くものとして、遠く人無き浜や谷の奥に隠して、之を自然の懷に

返して居た<sup>(10)</sup>」と記した。ここに、何故埋葬墓地が人家から遠く離れた場所に設けられているのかについての柳田の解釈は完成し、その考えは一九四六年刊行の『先祖の話』にも継承された。このように柳田國男は、両墓制を空間論的に把握する最初の研究者となつたが、それに注目しての個別的な分析はない。自分の郷里の例から総論的に述べたに過ぎない。

## ② 辻井浩太郎「伊賀盆地における墓地の地理的考察」<sup>(11)</sup>

柳田國男が後に両墓制と呼ばれることになる墓のあり方に注目しつつある頃に、地理学の辻井浩太郎が伊賀地方の具体的な事例調査に基づいて空間論的理解を示した。それは、その後も登場することがほとんどなかつた両墓制の二つの施設の相互の位置関係に注目したものであつた。以下のような文章にそれは示されている。

本盆地墓地の特相は大部分、一聚落に墓地が二カ所あることである。一つは屍体を埋葬する墓地で、他の一つは、靈を祭る墓石のある処である。此の二つの墓地が一組の墓地となつているから、何れの家も二種の墓地を共有することになる。即ち埋葬地と墓地である。<sup>(12)</sup> 埋葬地については以下のような説明がある。

屍体を埋葬する共同墓地で、サンマイ(三昧)と呼んでいる。  
(中略)

宗派の如何に関せず火葬は極めて稀である。埋葬地<sup>サマイ</sup>では屍体を埋葬した上に墓石を建てず、簡単な木標さえも立てない場合が多い。

普通の墓地のように家によって区画を設けないから、或る年数を経過すれば、甲家の屍体の上に、乙家のを埋葬する。即ち土地が狭い

ために比較的早く埋めた処から順次掘って埋葬する。

而して此の埋葬地の位置は多く聚落を離れ、中には一キロメートルから二キロメートルも遠いのである。<sup>(13)</sup>

それに対して墓地は次のような特色を示しているという。

墓地には遺骨を埋葬せず、ただ墓石のみを建てる。これをハカバ、又はセキトウバ、或いはセキトウバラと呼ぶ。此処は家々によって区画され、多くは寺院の境内或いはその付近で、聚落内にあるを普通とし、聚落外に設ける場合と雖も、甚しくは遠ざからない。

地方の人の墓地として尊敬するのは此の墓地であつて、前の埋葬<sup>ヤン</sup>地に対しては割合に冷淡である。<sup>(14)</sup>

両墓制が未だ民俗学の研究課題となつて登場していない段階にこのような優れた把握をしたことに驚かされる。埋葬墓地が集落から離れた所に設けられていることを強調しているのである。しかも、単に印象論的に語っているのではなく、その具体的な配置を確認し、地図の上に記入し、集落その他の事物との関連で把握しているのである。その後も久しく登場しなかつた両墓制の調査研究の手法が示されている。しかし、その解釈は、耕地の不適切な場所を墓地に選ぶために生じたものとしており、やや表面的である。

### ③最上孝敬『詣り墓』<sup>(15)</sup>

戦後の両墓制研究の推進者の一人が最上孝敬である。各地の調査報告から両墓制の事例を拾い出し、さらに自らも各地を調査し、多くの両墓制の事例を集積した。そして、さまざまな指標によって両墓制の内容を

吟味した。そのなかで、当然のことながら両墓の位置関係についても整理して記述しているが、分析対象とする程の関心は示されていない。両墓の位置関係については、両墓が互いに遠く隔たっている場合と、互いに隣接しているものがあるとした上で、前者について以下のように説明している。

詣り墓と隔たつた埋め墓は、人家を遠く離れた所に設けられることが多い。(中略)これに対し、詣り墓は部落内または部落に接した所にある寺院や堂または寮とよばれる仏をまつた所の境内、あるいはそれに接した所にあるのがもっとも多い。<sup>(16)</sup>

両墓を設ける理由が、一方に遺骸のけがらわしさを忌みおそれる風がありながら、他方に遺族近親者が早く清まつて世間一般との交わりを回復しつつ、死者のやはり清まつた霊をとぶらいまつろうとする念慮から生じたこと、前にといつたとおりだとすると、埋め墓が人家を離れた交通の容易ならぬ所に設けられ、詣り墓が便利な近い所に設けられるのは本来の姿といふことができる。<sup>(17)</sup>

この文章は明らかに柳田國男の「葬制の沿革について」での故郷辻川の様相を思い出して記述した文章を念頭に置いている。そして、それを遺体のケガレから説明し、この埋葬地点が人家から離れた所に設定されるのは両墓制の「本来の姿」だとしている。柳田以来の民俗学の世界での最も常識的な見解を表明していると言えよう。しかし、空間配置の問題としての具体的な検証はほとんどなく、印象論的な記述に終わっているし、村境とかムラの内外の意味について注意はまったく払われていな

④ 原田敏明「両墓制の問題」<sup>(18)</sup>

通説的な両墓制研究に一石を投じたのが原田敏明である。原田は両墓制が日本の古くからの墓のあり方を示すという考えに疑問をもち、埋葬墓地と石塔建立墓地の地理的関係についても、その歴史性を示すものとして重視して、原田自らが新しい研究を展開した村境の問題と関連させて以下のような見解を表明した。

(前略) 村の境を限って外は内に対して特別な世界、みだりに出ることの出来ない、忌み慎しむべき場所である。そこから悪穢の入り込んで来るところ、従って村のうちでも穢れたもの、忌むべきものは、この境の外に追い払わねばならないのである。

大体からいって、こうした考えから死者のようなものも、この村の境の外に持ち出すことになる。すなわち古くは死人を葬るにあたって、必ずこの村境の外に持ち運んだ。

従来は村落の領域とか境による内外の区別という問題関心をもち、ただ両墓が遠く離れているということを示すためにその位置を把握したり、埋葬墓地が遠い所にあることを強調するためにその場所を提示していたのに対し、原田の論文の重要な点は、両墓制を村落空間の問題として正當に位置付けたことである。村境の重要性との関連で埋葬墓地を理解した。そして、詣り墓の意義についても次のように説明した。

詣り墓を設けるのは埋葬に詣る代りに手近かに詣るのではなくして、埋葬には詣らなかつたのが、改めて詣ることになり、そのための場

所を設けたのである。それは埋葬と同じものを別に設けたのではなくして、埋葬とは全く違ったものを新たに設けたのである。その前者は村境の外にもあり、部落にとつては忌むべきものであるのに對して、後者はその反対にむしろ清浄のもので、従って村のうちに設けられ、しばしば「きよ墓」ともいわれている。前者が遺体を埋めてあるのに対して、後者は何もそれに関するものを入れてないの<sup>(20)</sup>ある。

従来しばしば両墓の関連を重視する考えが出されていたのに対して、村境の内外の区別を指摘して、その無関係を強調したところに重要な意味があり、また詣り墓の成立を埋め墓の変化とは考えないという主張も注目される点である。

⑤ 新谷尚紀「両墓制についての基礎的考察」<sup>(21)</sup>

必ずしもその指標や基準は明確ではないが、最上孝敬等によって両墓制の類型的把握は今までも行われてきた。その場合の指標は両墓の位置関係にあった。すなわち両墓制の空間的理解による類型化が行われてきたのであるが、感覚的な分類と言えるものが大半であった。それに対して調査事例に依拠しつつ、一定の指標を設定して類型化の作業を行ったのが新谷尚紀である。新谷は死体埋葬地点と石塔建立地点の位置関係に着目して、次のような四類型を設定した。ここに、単墓制をも視野に入れ、それをも位置付けることができる諸類型の設定が試みられた。

類型Ⅰ 死体埋葬地点の上に石塔を建てる型

類型Ⅱ 死体埋葬地点の傍に石塔を建てる型

類型III 墓域全体が両区画に二分されており、死体埋葬地点からかなり  
の距離をおいて石塔を建てる型

類型IV 両墓域が隔絶しており、死体埋葬地点から非常な距離をおいて  
石塔を建てる型

このように単墓制と両墓制を一連のものとして把握し、死体埋葬地の  
あり方、あるいは埋葬された遺体・遺骨のどちらにしても不明になって  
しまふ点等ではどれも同じであるとして、「石塔という要素を除外する  
視角にさえ立つならば、形態上すべて同一の、適切な表現ではないが、  
いわば『埋葬墓地』とでも言うべき共通の基盤の上に立っている類型で  
あると認定されるのである」と指摘した。そして、そこから両墓制成立  
史を以下のように描いた。

いわゆる石塔普及以前のわが国の墓制については、これら四類型か  
ら石塔という要素を除去した一連の『埋葬墓地』、つまり、類型I  
における石塔を建てるまでの期間の埋葬地点の状態、また類型II・  
III・IVにおける死体を埋葬する区画の状態、の中にそれを窺うこと  
ができるのであって、わが国墓制史の中のこの『埋葬墓地』の一貫  
した一連の系譜の中に、石塔という要素が新たに付着してき、その  
付着のしかたによって、従来の『埋葬墓地』は、類型I・II・III・  
IV、外見上、分れたものと考えられるのである。

両墓制を本来の姿とし、単墓制はその崩れた姿とする常識を壊し、同  
じ埋葬地を基礎にして分化してきた類型であるとした点は大いに注目  
されよう。しかし、残念なこととその四類型を作り出す死体埋葬地の立

地の相違や、石塔の付着のあり方が異なることの意味については明らか  
にしていない。

なお、新谷はその後四類型を改め、いわゆる無石塔墓制を第I類型と  
する五類型を設定して、この無石塔墓制が他の類型、すなわち単墓制、  
両墓制の先行形態であるとした。<sup>(22)</sup>しかし、石塔の付着のあり方の相違に  
よる墓制の分化については必ずしも明確には論じていない。ただ、奈良  
盆地の郷墓の分析を通して、単墓制、両墓制の分化成立を、もともとカ  
ラ存在した埋葬地点の立地の相違によるものと推定していることが注目  
される。それによれば、埋葬墓地がムラの内部あるいはムラに近接して  
設けられている場合は、両墓制が見られず、逆に埋葬墓地がムラの外に  
離れて立地している場合は両墓制となっているのであり、そこには強い  
死穢忌避の観念が前提として存在したという。<sup>(23)</sup>ただ、ムラの領域や空間  
構成についての分析はない。

#### ⑥ 福田アジオ「村落領域論」

一九八〇年発表の「村落領域論」において、原田敏明等の村境論に学  
んで、村落領域を三重の同心円と把握し、図式的に提示した。<sup>(24)</sup>村落は集  
落を中核にし、その外部に耕地が広がり、また山林や浜、磯がある。そ  
れは決して単一の領域ではない。同心円的な三つの領域として把握でき  
る。すなわち、ムラ、ノラ、ヤマの三つである。ムラは定住地としての  
集落、ノラは耕作地としての田畑、そしてヤマは採取地としての山野、  
浜、磯、河原である。その各領域の境界は重要な意味をもったが、特に  
ムラとノラの境界およびヤマと村落外との境界は重要であった。しかし、

この領域の一番外側の線は必ずしも明確でなく、はるかな山奥へ続いている。ヤマという領域は村落の領域であるが、世間に接し、他界に通じている所である。この部分と両墓制との関連に注目して、次のように述べた。

近畿地方に一般的にみられるムラとしての両墓制において、埋葬地であるサンマイやミハカがこの部分(ヤマ)に設定されているのが一般的である。採取地としての領域の一部である浜辺や川原がサンマイとなっている所も多い。定住地としての領域が、道切りの呪術で守られた清浄な空間であるのに対し、採取地としての領域は不浄な世界であると同時に他界につながる空間であり、死体埋葬地としてもっとも適当な所といえよう。この点は、両墓制をとらない土地でもいえるし、またしばしばこの領域に馬捨場という牛馬の死体埋葬地が設定されていることにも示されよう。それは単に衛生上の要求<sup>(25)</sup>だけではないのである。

しかし、ここで問題にしたのは埋葬墓地のみであった。埋葬墓地がムラの領域の最も外側のヤマの部分に設定されることについては、今まで多くの人々の見解でも明らかにされてきた。特に目新しいことではない。問題は、そのような埋葬墓地に対して、何故石塔がムラの領域内の寺院境内などに立てられるのかである。この点を不問にして、両墓制の空間を論じても説得的ではないことは明らかである。その点で原田敏明の見解よりも後退していると言わざるを得ない。

#### ⑦ 福沢昭司「両墓制と世界観」<sup>(26)</sup>

福沢は長野県の両墓制が行われている二つの村落について分析して、その世界観を提示しようとした。すなわち、「本稿では集落の空間的配置に二つの墓を位置づけて、それが意味するところのものを探り、それをもとにしてムラ人の描く世界観のモデルを構築してみたい」と表明している。これは両墓制研究というよりも村落空間論研究に属する論文であるが、両墓の位置を村落空間のなかで把握する努力をしている。結論として以下の六点を示した。

- 一 ムラ人の深層意識の中には、ムラの内側と外側との区別がはっきりある。内側は人間の生きる世界であり、外側は良きもの悪きものが来たり、内側からそれを送ったり捨てたりする世界である。
- 二 死者はムラの外側にある他界に属するものであり、そこはみだりに人間が近づいてはならない場所である。だから死者は、それ自身が汚れ畏怖される対象ではなく、その属する世界Ⅱカテゴリーこそが畏怖されるのである。
- 三 人間界と他界との境界は、川や溝で表現されることがある。
- 四 他界は山(丘)あるいは原野につながる。レヴィ・ストロースにならって、人間界Ⅱ文化とするならば、他界Ⅱ自然と違ってよいものかもしれない。
- 五 石塔は特別な時を除けば他界へ行くことができな生者が、人間界に立てた死者の身代わりといえる。
- 六 ムラ人の深層意識には、ムラの入口と出口の区別がある。

福沢の解釈は、空間を大きく人間界と他界に分け、埋葬墓地を他界に、そして石塔建立墓地を人間界にあるとした点で新しい面をもつが、果たして埋葬墓地が設定されているヤマ・ハラを他界という言葉で一義的に把握できるであろうか。そして、また石塔は、残された者の死者への追慕の念によって人間界に設けられた死者の身代わりという解釈はどのような意味なのであろうか。あまりに漠然とした解釈と言えないだろうか。より厳密な検討が望まれる。しかし、両墓の位置関係に世界観の表出を発見しようとする福沢の努力は貴重である。

以上で分かるように、柳田に始まり、近年にいたるまでの多くの両墓制の空間理解は、ほぼ共通している。すなわち、埋葬墓地は村落の外に設けられ、石塔は集落の内部に建てられるというものである。その両墓制の空間的理解も大きく二つの傾向を示している。一つは両墓の距離を問題とするもので、両墓隔絶型とか両墓近接型という用語がそれを表現している。それに対してもう一つの立場は、村落領域や村境による内外の秩序の区別との関連で両墓の空間的配置を考えようとするものである。しかしいずれも概括的、一般的あるいは印象論的な把握であり、個別村落における両墓制の二種類の墓の位置関係を他の諸事象とも関連させて総合的に把握した上での論ではない。村落の領域内における両墓の位置関係を地図上に示し、その関係を明確に提示したのはわずかに辻井浩太郎のみと言ってよい。今後、実地に歩き、大縮尺の地図を活用して、村落領域を把握し、そのなかで埋葬墓地、石塔建立墓地を位置付ける作業が必要であろう。そして、他の民俗的事物の配置との関連を把握し、村

落空間の全体構成のなかに両墓の配置を位置付けるべきであろう。

### 三 葬儀と墓・墓地

#### ——滋賀県甲賀郡水口町宇川の事例

両墓制における埋葬墓地と石塔建立墓地の位置関係とそれに対する葬送・供養儀礼の様相を一つの事例によって見ておこう。両墓制が集中的に分布している近江甲賀の一村落の事例である。



写真2 宇川のサンマイ

宇川は東海道に沿って発達した城下町水口の西南にある農村である。近世は宇治川原村と称していたが、明治以降は略称ともいうべき宇川を正式の名前としている。近世初期からの文書を区有文書として大量に持っており、そのなかには有名な慶長の鉄火裁判のものが含まれている。宇川は北側は野洲川、南側は

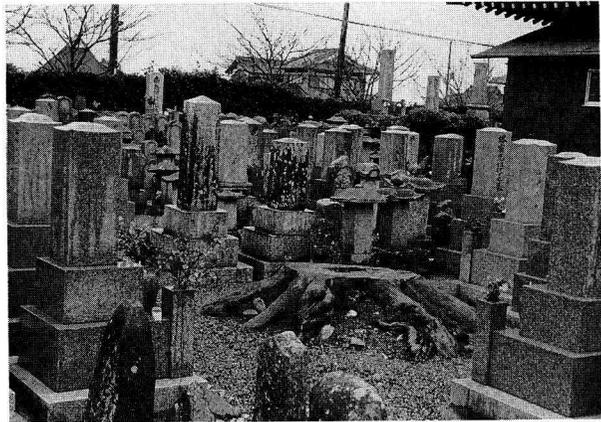


写真3 宇川のオハカ

柚川に挟まれた地域であるが、この二つの川は宇川を過ぎた西側の地点で合流するので、宇川の領域は西が鋭角の三角形の形をしている。東側は北内貫、西内貫と水田のなかで境界を接している。低平な地域であり、水田稲作農村である。その集

落は領域のなかでは南側の柚川に近い所に集村の形で家々を密集させている。戸数は一五〇軒余りである。近年では領域内にいくつか工場ができ、景観の変化も大きい(図2参照)。

この宇川を北側から野洲川を渡って訪れることにする。野洲川に架かる橋を渡り切って堤防を下りた所の両側には新しい装置を備えた化学工場がある。ところが、その工場の脇には大きな空き地があり、草が生え、そのなかに点々と木製の塔婆が建てられている。入口には石の六地藏があり、そこが特別な場所であることを教えてくれる。よく見れば、墓地であることを知るのであるが、たとえば東京から出向いた人間が見慣れ

た墓地の構成物である石塔はない。注意して見ると奥の方に少しあるだけである。六地藏の前を通ってなかへ入ってみると、多くの木製塔婆を草の間に見つけることができる。そして、その新しいものにはさまざまな飾り物も添えられている。木製塔婆の前には白木の位牌が置かれ、膳が据えられ、そこには茶碗や湯飲みが載せられている。また青竹が立てられ、花が生けられている。さらに徘徊していると、もっと新しいと思われるものを発見することができる。木製塔婆に書かれた年月日を見ると、ごく最近に建立されたものである。そこには塔婆の後ろに竹を巡らし、上を縄で縛った矢来のようなものが作られている。そして、その上には麦藁帽子が被せてある。これは新しい死者の埋葬された場所であることはだれでもが知ることができる。

この埋葬のための墓地を出て、さらに道を南に向かって進む。それからしばらく田圃が続く。三〇〇メートル程行くといいよ人家が登場し、そこからは人家が途切れることなく続いている。その集落に入った数軒目に大きな薨の建物があり、すぐにそこが寺院であることが判明する。近づいて生け垣の間からなかを覗くと、境内北側には石塔が所狭しときっしり並んでいる。明らかに墓地である。墓地の内部に入ると、先祖代々之墓と彫った最近の石塔もあれば、銘文が読めないような石塔もある。このようにして、宇川というムラを訪れるだけで、このムラには二種類の墓地があることが分かるのである。しかし、この二種類の墓地の用途や区別、あるいはそれと村人の生活との関係は余所者がただ歩いていくだけでは分からない。そこで、宇川の住民で、ここに代々すんでいる

家の老人に会って、このことについていろいろと質問をし、教えてもらうこととなる。ムラの人たちの教えてくれたことは以下のような内容であった。

宇川の領域内入って最初に見た木製塔婆の並んでいる墓地はサンマイ（三昧）と言ひ、そこには遺体を埋葬するのだという。そして、それに対して、集落内に入った地点で見た寺院境内墓地は一般にオハカ（お墓）と呼んでおり、そこには石塔のみが建てられ、遺体を埋葬することはないという。なお、この寺院は浄土宗称名寺と言ひ、宇川の元からの住民のほとんどが檀家となっている。サンマイとオハカという二種類の墓地は、使用する人間による相違ではなく、一人の人間について両方の墓地が使用される。すなわち、ある宇川の人々が亡くなれば、先ずサンマイに葬られ、そしてオハカには石塔が建てられるのである。これは民俗学が注目してきた両墓制であることは間違いないであろう。ただし、現在のオハカの様相は個人墓が並んでいるのではなく、「先祖代々之墓」とか「○○家之墓」と刻された家墓がほとんどである。

簡単に葬儀のプロセス、およびその後の供養や盆行事の様相を見て、二つの墓地の関係を確認しておこう。<sup>(27)</sup>

葬儀はヨトギ（通夜）と葬儀の二日間行われるのは他の地方と変わらない。通夜の前に、ユカン（湯灌）をする。近親の女性が粗末な野良着をいつもとは逆の左前に着て、荒縄を腰紐に使う。湯灌の湯は、水を入れてあるところに後から湯を入れる。湯灌がすむと、死人に晒の着物をやはり左前にして着せる。この着物は一寸三針という荒い縫い方をし、

最後の糸の結び目は作らない。そして棺に納める。棺は座棺が以前の形であったが、現在は寝棺になっている。棺の底には籠の灰と糞種を敷き詰めて、その上にござと蓮の葉を敷いて、死人を膝を抱えた形で納める。数珠や七文銭、ザク（経本や戒名を書いた紙片を入れた袋）あるいは死人の好物等を入れる。ヨトギは、棺をナンドに安置して飾り、手前のオクノマに人々はいて、檀那寺の住職が読経をする。またご詠歌が行われる。近親者のみが夜通しそこで過ごす。

葬儀の当日は、午前中に手伝いの人々が集まって葬儀に使用する道具を作る。手伝いはシンセキ、近所、組の人々である。穴掘りもシンセキの人四、五人です。穴掘りに使った道具は一週間外にさらしておく。受付や会計もシンセキの人々が分担して行う。十二時に一番太鼓（身内、手伝いへの報せ）、一時に二番太鼓（寺への報せ）がなり、葬儀が開始される。読経の後、棺を輿に載せ、縁側から直接外に出る。葬列は庭先で組まれるが、その役割は前日のヨトギのときに決めて依頼しておく、当日朝からその役割は張り出されている。葬列の順序は以下のとおりである。

- ① サキビ 二名 行列よりも先に行き、蠟燭と線香を寺に立てておく、またサンマイに行き、六地藏に蠟燭を灯し、また持参した菓や古竹を燃やして火種を作って、行列を待つ。
- ② レイゼン（霊膳） 一名 故人の嫁が普通。
- ③ 生花一對 二名 シンセキの子供（小中学生）
- ④ 盛り籠

⑤旗 四名 近いシンセキ

⑥導師・役僧・客僧 大傘が添えられる。

⑦位牌 一名 孫 (跡取り)

⑧遺影 一名 孫

⑨シカ (四花) 一名 近親者 (子供、孫) シカから晒をのぼして、棺に巻き、その晒を五重同行の人々が白衣を着て、引く。これをテーヒクという。

⑩提灯 二名 甥

⑪輿 二名 コシカキ (輿かき) は故人の子供 白

木綿の着物を左前に着て、袴をつけ、草鞋を履く。輿は死者が後ろ向きになるように担ぐ。

⑫ワキゴシ (脇輿) 四名 近所

⑬テンガイ (天蓋) 一名 シンセキ

⑭墓標 一名 シンセキ

⑮ハインソウ (灰葬) 一名 遠いシンセキ 死者の笠や帽子のよう

な被り物を鍬の先にかけて持つ。鍬は埋葬に際して使用するものであり、被り物は死者の日除けだという。

⑯カネウチ (鉦打ち) 一名 他人の年寄り

⑰一般会葬者

この葬列はホンミチと呼ばれる葬列が通る決まった道を進んで、寺に行く。出棺に際してはヨセガネが打たれるので、村人は皆このホンミチの辻に出て葬列を待つ。葬列は辻にさしかかると役僧がジャランポンを

する。葬列が通ると、村人はその後について寺まで行く。これをノオクリ (野送り) という。寺に到着すると、本堂に棺が安置されて、導師による引導が渡される。これを寺引導という。これがすむと再び葬列が組まれて、サンマイに向かう。ここからは近親者の役割のある人々だけで行き、一般の会葬者やノオクリの人は行かない。サンマイまでの道はサンマイミチ (三味道) と呼ばれて、田のなかにサンマイへ向かって一本の道が通じている。

サンマイのなかはどこでも自由に使用できるのではない。各家に区画されており、そこに埋葬をする。この区画をヤシキ (屋敷) という。死者を北枕にして埋葬し、枕石と土を入れて、埋め、盛り上げる。その塚には竹を巡らして立て、その上部を縄を巻いて縛る。そして、墓標を立て、その前に位牌、霊膳、生花、シカ等を配置する。竹の上には持参した笠とか帽子が被せられる。サンマイから出て帰途につくとき、コシカキの履いていた草鞋とレイゼンモチの草履は出口で焼かれる。

葬儀後七日間は、近親者が毎日サンマイイリをする。初七日をタイヤ (逮夜) といい、檀那寺の住職と一緒にサンマイに行つて、読経の後、寺でお勤めをする。そして、これ以降七日目毎、四十九日までサンマイに参る。百か日にもサンマイに参る。さらに一周忌、三回忌にもサンマイに行く。ほぼこれが最後でサンマイに参ることはしなくなり、以降はオハカに参るようになる。

次に、宇川の盆行事を見ておこう。宇川では月遅れの八月十三日から十五日が盆である。その準備は七日から始まる。この日に各家の軒先と

称名寺境内に灯籠を吊るし、火を灯す。この灯籠は二十五日の地藏盆まで灯される。十二日にはオハカ（石塔墓）に行つて掃除をして、花や楮を飾る。そして、十三日にオシヨライサンムカエが行われる。十三日早朝に灯籠に火を灯し、それと小餅、線香、蠟燭を持って行き、墓に供えて、お参りする。このときに住職がハカツトメ（墓勤め）をしてくれるので、墓参の時間は調整して、各家が順番に行くように時間帯を決めている。墓参りは先ず自分の家の墓石に参つて、続いて過去一年に亡くなった新仏の墓にも参る。そして、寺の本堂で行われるオオツトメ（大勤め）に参列する。お勤めが終わると、家に戻るが、それから盆棚の準備が始める。仏壇の前に台を置いて、そこに畳表を敷いて、西瓜、マクワウリ、茄子、胡瓜、柿、無花果等の野菜や果物を供える。なお、ここでは迎え火を燃すというとはしない。

十四日には住職が各家を回つてお勤めをする。この日にはオシヨライサンに膳を据えてもてなしをする。膳の数は一組である。御飯、干瓢の煮物等が膳には載せられ、麻殻の箸が添えられる。

十五日の夕方にオシヨライサンオクリが行われる。先ずこの日の朝に盆棚に供えてあつた供物を柚川に持つて行つて流す。今日では流れに捨せず、川岸に供物を置いて線香を立てて拜むだけになっている。この送りは「(仏さんの) 荷物だけを先に送つてしまふ」のたという。そして、昼には称名寺の本堂でセガキ(施餓鬼)が行われ、各家では先祖や新仏のために施餓鬼の塔婆を上げる。夕方になってオシヨライサンオクリをする。送る場所は宇川で四カ所決まつており、そこに洗米、花、線香、

麻殻、藁等を持参する。送る地点で、小石を叩いて「ナンマイダブ」をして、それから送る。藁に火を点けて燃す。オシヨライサンはその炎に乗つて帰られるという。

#### 四 両墓制の諸類型

##### (一) 両墓制の伝承母体

最初に見たように、両墓制を空間論的に把握することは古くから行われてきたが、その実証的研究は少なく、多くが印象論の域にとどまっている。特に、両墓の位置関係に注目する研究が、両墓のみを取り出して、その距離の遠近に指標をおいて分類するというものであった。また、村落領域論や村境論との関係で両墓制を理解しようとする試みも少なくないが、村落空間の理解は安易に世界観に結びつける傾向もあり、必ずしも説得的とは言えないものが多い。

両墓制の類型的理解において、やはり注目してよいものに両墓制がどのような単位で行われ、維持されているかということである。今までの両墓制研究は、それが行われている地点の地名を掲げるが、その地点で表示するどのような社会組織が両墓制を行っているかは必ずしも明らかにされてこなかった。両墓制を調査した経験のある者は経験的には知っており、また個別的には記述もされているが、ムラとして埋葬墓地を設定し、ムラの全成員がそこを利用し、また別に石塔建立墓地に石塔を建てている所が最も一般的であるかと思えば、ムラのなかの一部の家々の

みが両墓制を採用している所もある。大部分の家はいわゆる単墓制であり、埋葬用の墓地の区画内に石塔も建てているのに、特定の家や同族のみが両墓制を行っているというものである。これは両墓制といわず、単墓制でも同じことである。全部の家が単墓制のムラもあれば、一部の家のみが単墓制のムラもあるのである。したがって、墓制というものを単に地名で表記して、ここでは両墓制があるとか、ここは単墓制であるというようには必ずしも簡単には言えない。

この墓制の伝承母体に注目して、墓制を類型化すると次のようになるであろう。

### ①ムラとしての両墓制

ムラとしてその成員すべてを規制して、ムラの制度として両墓制が行われている形態である。そのムラに正式の成員としている限り、その秩序に従って、両墓制の方式で遺体を埋葬し、また石塔を建立しなければならぬ。したがって、ムラとして埋葬墓地を設定しているのが原則である。ムラの共同利用の埋葬墓地を持っている。そこに死亡した場合は埋葬される。このムラとしての両墓制は近畿地方ではごく一般的な姿である。多くの場合、村落の領域の最も外側のヤマの部分に大きな面積を割いて埋葬墓地が設定されている。先に事例紹介した近江宇川のサンマイはその典型的な姿である。

埋葬墓地内部は、ムラの成員である家数に割られ、個別の家がそれぞれ区画を利用している場合もあるが、その場合もその区画内に石塔を建立してはならないという規約や申し合せのされていることが多い。ま

たしはば見られるのは、埋葬墓地の内部には家による区分はなく、死亡した順番に埋葬されていく方式である。同じ家族員でも別々の地点に埋葬される。この場合には時には村人としての条件や資格によって埋葬される地点が異なることがある。奈良盆地で特に顕著であるが、死亡年齢によって、あるいは死亡時の村落内での位置によって埋葬墓地内の埋葬される地点が異なるのである。<sup>28)</sup>

他方、石塔を建立する場所はやはりムラとして設定している所が多く、惣墓などと呼んで、集落内の一画に石塔が並んでいる。しかし、埋葬墓地はどムラの秩序が貫徹していない。石塔建立墓地を必ずしもムラとして設定しているとは限らない。石塔は多くが、宇川の称名寺の場合のように檀那寺の寺院境内墓地に建てられるが、その寺院はムラに一つで、すべての村人がその檀那とはなっていないからである。檀那寺の境内墓地に石塔を建てることにしているムラでは、同じムラ内の家でも、石塔建立墓地が異なってくることは普通である。もちろん、石塔建立墓地は共同で、埋葬墓地が異なるというように逆の場合もしばしば見られる。

### ②ムラとしての両墓制・イエとしての単墓制

村落内の圧倒的多数が両墓制を行っているなかで特定の家のみが単墓制であるという場合である。ほとんどの家がムラで設けた共同の埋葬墓地に埋葬し、そことは別の所に石塔を建てるのであるが、一部の家のみがその方式とは異なる墓制を行っているものである。両墓制の家に対する単墓制の家の比率ももちろん一定しないが、両者が相半ばするというようなことはなく、単墓制の家が少数であるのが普通である。その場

合、埋葬墓地についてはムラの規制下におかれるのが原則である。したがって、大部分の家が埋葬墓地には石塔を建立しないのに対して、特定の家のみが埋葬墓地に石塔を建てるという単墓制形式が多く採用されている。多くの家の石塔建立墓地に特定の家のみが埋葬もするという、逆の形式は原則的に存在しない。この特定の家がどのような位置付けをされ、どのような系譜を持つかは一定しないが、かつて何らか差別されていた家の場合が多いように見受けられる。

### ③ムラとしての単墓制・イエとしての両墓制

いわゆる単墓制がムラの圧倒的な家の採用する墓制であるのに対して、特定の家のみが両墓制の形態を行っているものである。従来の両墓制の分布図には、これも一カ所として点を落とされているものと思われる。両墓制の分布が少ない地方の両墓制にはこの型が多いものと判断される。関東地方や中部地方で両墓制が行われている所には、ムラとしての両墓制もあるが、多くは特定の家のみの両墓制である。関東・中部地方の墓地の基本形態は、早く柳田國男や今和次郎が注目したように、<sup>(29)</sup>屋敷墓である。個々の家が個別に自己の屋敷続きか裏山に墓地を設定している姿が近年まで見られた。単墓制は、個別の屋敷墓の形で行われてきた。そのなかで特定の家がセトヤマに埋葬墓地を設定し、屋敷続きに石塔建立墓地を設けて両墓制を維持しているというものである。単墓制の家々は共同墓地で埋葬し、そこに石塔を建立しているのに対して、両墓制の家のみが特別に個別の埋葬墓地と石塔建立墓地を設けている場合も少なくない。

### ④ムラとしての単墓制

ムラとして単墓制が採用されているものである。埋葬墓地のための区内に石塔も建立する墓制であり、ムラとして共同墓地を設定しているか、あるいは個別の家が屋敷墓の形で持っているかの相違はもちろんある。近畿地方以外の地域では最も一般的な墓制と言ってよいであろう。

以上の四つの型は非常に便宜的な分類であり、類型とは言えないが、このようにムラの基本が単墓制にあるか、それとも両墓制にあるかを先ず確認し、その上でそのムラにおける両墓制、単墓制の量的な比率を考慮しなければならぬであろう。特定の少数の家が両墓制を伝えている所とムラの全部の家が両墓制を行っているのでは自ずとその意味は異なるものと判断されよう。今までの経験的な印象から言っても、近畿地方では両墓制が存在する場合は圧倒的に「ムラとしての両墓制」である。それに対して関東地方や中部地方での両墓制は、単墓制が多数を占めるなかに特定の家が「家としての両墓制」を伝えているものである。このことは単墓制についても言えることであり、両墓制のあり方と逆の姿を示す。

日本列島のなかで最も両墓制が濃密な分布を見る近畿地方が、ほとんど例外なく「ムラとしての両墓制」であることは、両墓制の成立あるいは一般化がムラのあり方と密接に関連していることを教えてくれる。近畿地方村落の特質、特に特定の時代の社会組織が両墓制を成立させたものと予想できるのである。ムラの意味が両墓制の二つの施設を村落空間の特定の場所に設定させたのであり、個別の家はそれに従って両墓制を

維持しているに過ぎないと言ってもよいであろう。

他方、近畿地方を離れるにつれて両墓制の分布はまばらになるが、その多くは「家としての両墓制」となる。それは、両墓制がその家の特質に規定されていることを示している。村落内において少数例に属しても敢えて両墓制を維持存続させてきた強い意思や判断が働いてきたと言えよう。そして、その基礎には墓制は家単位として行われるものだという觀念が村落全体としてあって、そのような少数例であっても許容する条件があるということに注意しなければならない。

### (一) 空間配置の諸類型

近江宇川もそうであったように、近畿地方の両墓制は、埋葬墓地が集落から遠く離れた山、浜、河原に設けられ、石塔建立墓地は集落内の寺院境内であることが多い。これは幼い頃の思い出として語られた柳田國男の故郷江川の両墓制についても言えることである。しかし、実際に各地の両墓制の墓地を見ると、両墓の位置関係にはさまざまな形があり、個別村落の立地や周辺の地形にも左右されているかのように見られる。そして、両墓制の解体過程に位置付ける形で、両墓の近接した姿が把握されることも行われてきた。そこで、多様なあり方を示す両墓の配置について、村落領域の空間構成のなかに位置付けていくつかの形に分類しておく。この場合の村落空間の理解は、すでに紹介したように、ムラ・ノラ・ヤマという同心円的三重構成の空間把握である。もちろんこの場合のムラはあくまでも家々の集合している集落内のことであり、

ノラは耕地の展開する部分である。そして、ヤマは山林の部分は当然であるが、それだけでなく、浜、磯等の海岸、あるいは河原(河川敷)なども含まれるのであり、漢字で表記される山とは異なるものである。この総称としてはあるいはハラの方が適切であるかもしれない。

#### ① 無墓石制

最初に考えられなければならないのは、埋葬墓地はあるが、石塔建立墓地がない、いわゆる無墓石制についてである。一般に無墓制と呼ばれてきたが、完全に遺体や遺骨を処分してしまつて、墓を持たないのではない。埋葬施設としての墓地はあるが、石塔を建立するという民俗がないのである。

無墓石制は基本的には埋葬墓地がヤマの部分にあり、そこに埋葬した後にはどこにも石塔は建立しないのがごく普通の形である。したがって、次のような概念図として表現できるであろう。

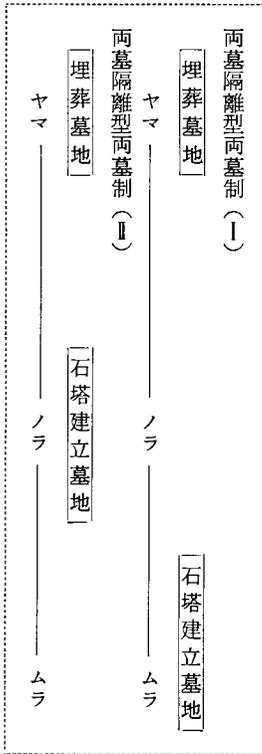


#### ② 両墓隔離型両墓制

両墓制の姿には多様なものがあり、それを一括して整理することはできない。そこで、まず近畿地方に一般的に見られる両墓制を考えよう。近畿地方の両墓制は、事例で紹介した宇川の姿が最も一般的である。それは埋葬墓地が集落から遠く離れた村落領域の末端部にあり、それに対して石塔建立墓地は集落内の寺院境内にあるというものである。これ

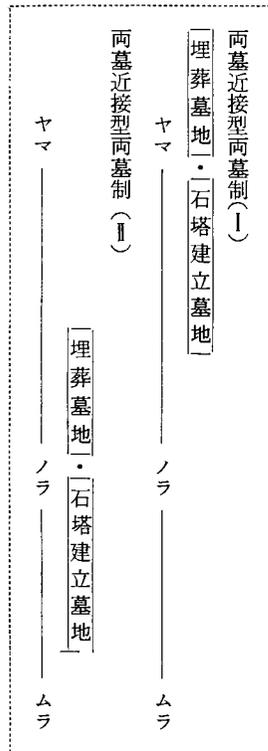
は両墓制の二つの施設が互いに遠く離れているものである。柳田國男の故郷辻川の両墓制もそうであった。これを両墓隔離型両墓制と呼んでおこう。もちろんこの隔離の程度は一様ではない。どの程度二つの施設が離れていたら隔離型と認定するかは非常に曖昧であり、相対的な把握に過ぎない。しかし、近畿地方に多数を占めるのは埋葬墓地はヤマ、石塔建立墓地はムラという領域に存在するのが原則であり、これを基準として両墓隔離型両墓制のI型として把握することとする。

他方、同じく両墓の隔離はあるが、埋葬墓地はヤマの領域、それに対して石塔建立墓地がムラ内部になく、やはりムラの外にある場合がある。多くは石塔建立墓地がノラの部分にある。これは観念的には両墓がやや近いものとして考えられていると言えよう。直線距離では遠く離れていても、両者がムラという領域の外にあるべきだという判断が働いて設定されているものである。これを両墓隔離型両墓制のII型とする。II型は経験的に近畿地方のI型のなかに混じって各地に見られるだけでなく、関東地方の「家としての両墓制」のなかにも多くの事例を発見することができる。



### ③ 両墓近接型両墓制

両墓の分離の程度が弱く、埋葬墓地と石塔建立墓地が近接している場合である。次の単墓制と異なるのは、すでに述べたように、両者の施設が明確に区画され、区別されている点である。そのことは基本的には地域の人々の二つの施設に対する呼称の相違として示されている。この両墓近接型にも多様な姿がありうるが、大部分は二つの施設がヤマの領域に存在する。山、浜、河原というヤマの領域に埋葬墓地があり、それに隣接して石塔建立墓地がある。したがって次のようになる。もちろん、この二つの墓地がノラの部分にある場合もある。前者をI型、後者をII型としてよいであろう。



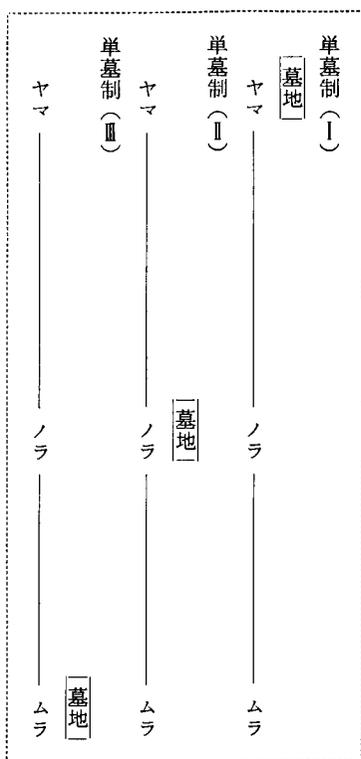
### ④ 単墓制

単墓制は埋葬墓地と石塔建立墓地が同一の区画内にある。同じ区画内に埋葬され、そこに石塔が建立される。その場合には、最も単純に考えれば、埋葬地点の上に石塔を建立するものである。しかし、実際には各地の単墓制、したがってごく普通の墓地の利用形態を観察すると、埋葬地点の上に石塔を建立するという姿は必ずしも多くないといえる。埋葬

地点は歳月の経過のなかで、埋葬した内部が腐ることによって覆っていた土饅頭が陥没する。その真上に石塔を建立すれば、そのために倒れてしまうので、少し位置をずらすという実際の判断によるものもあるが、関東地方の多くの墓地に見られるように、墓地の中央部に埋葬し、その周辺部に石塔を並べるといふ方式で、個別には埋葬地点と石塔建立地点がずれているものも少なくない。このように、個別には埋葬地点と石塔建立地点とにずれがあったとしても、それを両墓制とは判断しない。しかし、現実問題としては、埋葬墓地と石塔建立地点の区画が別になっているという両墓制と、埋葬地点と石塔建立地点の二つの施設の位置がずれている単墓制を区別することは難しい。その判断の指標は、最初に予備的に説明したように、その墓地を利用してきた人々が、その二つを区画した空間として区別して、それぞれに別の呼称を与えているかどうかにあると言えるだろう。それだけ主観的なものと言える。

単墓制は、埋葬墓地と石塔建立墓地が同一区画である墓制である。その場所はさまざまな立地で示されている。まず、ヤマの領域にあたる山中や原、河原、浜などに設けられているものである。これを単墓制(I)とする。明治以降に設定された新しい共同墓地は多くが、集う。それに落から離れた山や浜に設けてきたので、今では最も一般的な姿と言えよに対して、墓地がノラの領域に設けられているものがある。それはI型と特に変わったところはない。これを単墓制(II)とする。そして、単墓制の墓地の姿として最も親しまれているのがムラの内部に墓地がある場合である。集落の一面に共同墓地がある場合、集落内の寺院境内に墓地

がある場合、各家の屋敷続きに墓地がある場合等、さまざまであるが、ムラの領域に墓地が設定されているもので、これを単墓制(III)としておこう。



## 五 両墓制と村落空間

以上の両墓制、単墓制の類型的な把握を前提にして、具体的な両墓制の空間配置を検討していこう。最初にまず最も両墓制が集中して分布しており、しかもそのほとんどが「ムラ」としての「両墓制」である滋賀県内の事例を見ることとした。

### ① 滋賀県野洲郡野洲町北桜・南桜・三上・妙光寺

南側を野洲川が東から西へ流れ、北側は三上山に遮られた地域である。最も東に位置するのは南桜であり、次いで北桜がある。北桜は三上山麓にあり、そこから山麓にそって西へ回ると三上となる。三上は単一の集



写真4 北桜・南桜のサンマイ

落ではなく、いくつもの集落を含み、それぞれが生活・生産の組織として存在している。その大きな三上のさらに西側に妙光寺がある。ここは近世初頭の検地では三上村に含まれていたが、寛文年間に独立して一村となった。この地域には多くの埋葬墓地があるが、この地域全体は両墓制を基本としている。三上には浄土真宗の寺院が一カ寺あり、この檀家は火葬による単墓制である。他の寺の檀家となつている家々は、原則として近年まで土葬による両墓制であった。以下順次各村落の墓地の様相を見ておこう。<sup>(30)</sup>

北桜と南桜は埋葬墓地を共同にしている。それは二つの村落の中間地点となる古くは大山川の河原だったと判断できる場所である。北桜、南桜どちらから行くにしても、集落を出て、田んぼのなかを通り、北桜は大山川を渡り、南桜は大山川の堤に出てそこで両方からの道が合流して堤上を北に進み、サンマイ（三昧）によりやく達する。サンマイの内部は大きく二つに区

分されている。南側半分が南桜、北側半分が北桜のサンマイである。その間には細い溝が掘られている。それぞれの内部での埋葬地点は家によって決まっていない。最近埋葬したことのない地点を葬儀に際してオモシムルイ（重親類）の者が決めて墓穴を掘る。その景観は南北桜でやや趣を異にしており、南桜の部分にはほとんど石塔、石造物は見られないが、北桜の部分には少なからずの石塔がある。それは近年建立のもので全部で二〇基ほどであり、墓域全体から見れば数は少ない。南桜ではサンマイに石塔を建立することを禁止しており、今も守られている。北桜では一部サンマイに石塔を建立する家が出てきているのである。しかし、考えとしては石塔はそれぞれのムラの領域内にある寺院境内墓地に建立するものとされている。北桜は多聞寺、南桜は報恩寺という浄土宗の寺院がそれぞれの大部分の家の檀那寺であり、境内に石塔が林立した墓地がある。ここをハカ（墓）と呼んでいる。南桜のハカの石塔は全部で二一四基を数えることができるが、刻られた最古の年号は明和七年（一七七〇）以降のものである。近世の石塔は個人もしくは夫婦と思われる男女の戒名が記されており、いくつかには戒名を両側に書いて、中央に「先祖代々」「為先祖代々」「南無阿弥陀仏」等と刻されている。明治末以降に「先祖代々の墓」というように墓の字が刻されるようになるが、それと戒名が併記されている点が特色である。石塔から戒名が消えて、「先祖代々の墓」とのみ刻されるようになるのは第二次大戦後である。このように見ると、石塔建立墓地の成立もさほど古くないものと判断される。この二つの村落は両墓隔離型両墓制（I）と把握できよう。

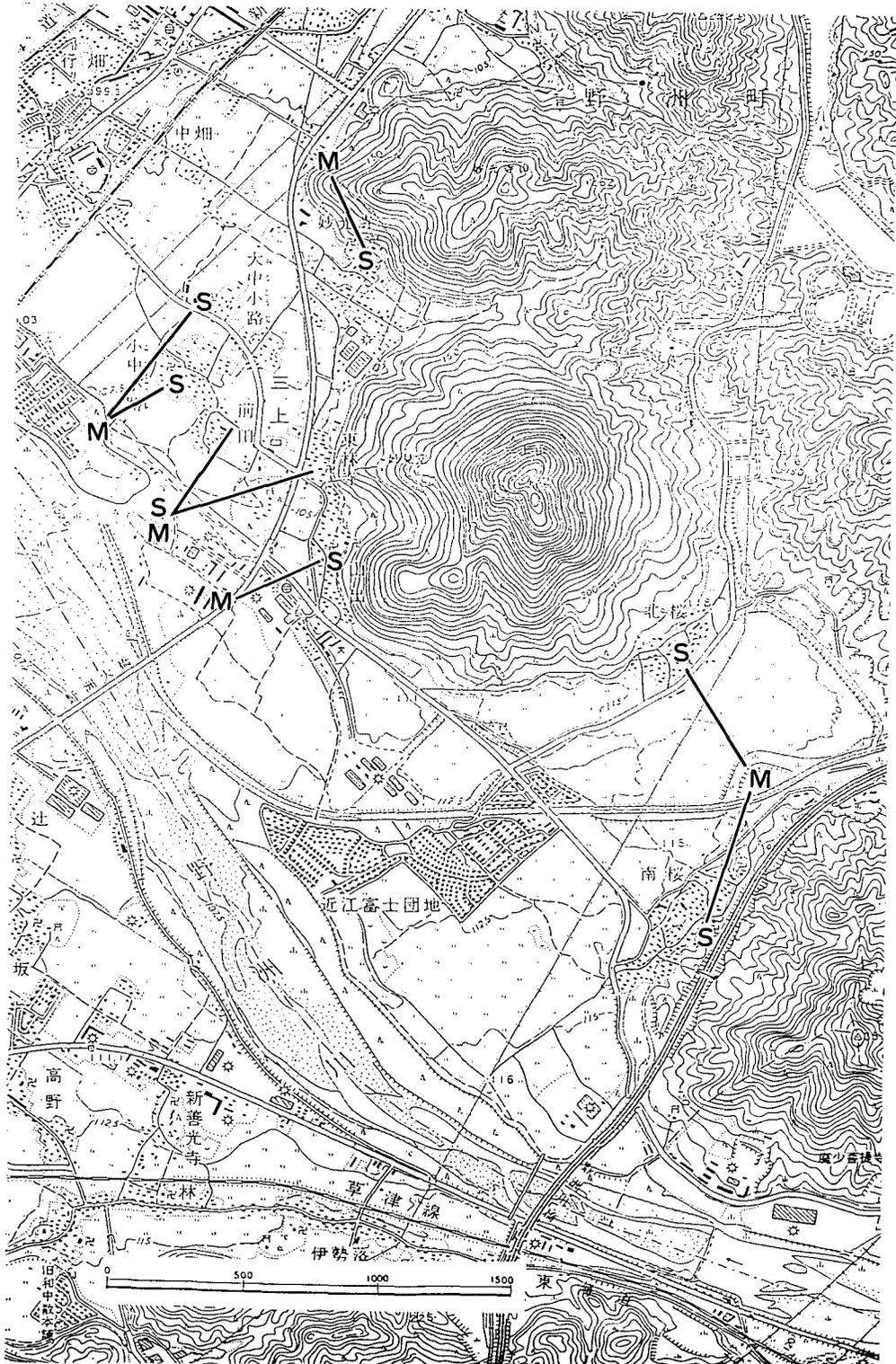


図1 三上の墓地の位置(2万5千分の1地形図「野洲」を縮少)  
凡例 M 埋葬墓地  
S 石塔建立墓地

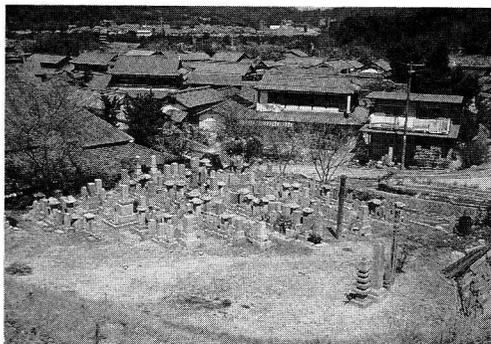


写真6 南桜のハカ (報恩寺境内)  
(上野和男氏撮影)



写真5 北桜のハカ (多聞寺境内)



写真8 梅の木墓地

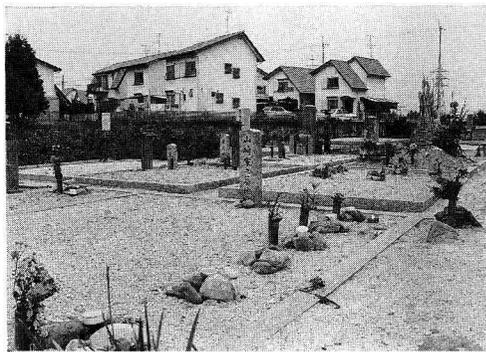


写真7 赤土原のサンマイ

三上は大中小路、小中小路、前田、山出、東林寺の五つの在所に分かれており、それぞれ村落として機能している。このうち、大中小路、小中小路の家々は赤土原のサンマイ(三昧)を埋葬墓地として使用し、山出の家々は口の河原のサンマイを使用している。いずれも、野洲川の河原だった所である。前田、東林寺を中心に、各在所に散在している門徒は浄土真宗照覚寺の檀那であるが、その家々は梅の木墓地を利用している。これも同様に野洲川の河原であった部分したがって、三上の人々の遺体・遺骨は野洲川の河原であった部分に埋葬される。やはりヤマの領域と判断できよう。以上のような埋葬墓地に対して、石塔建立は何処に行われるのであろうか。原則的にはやはりそれぞれの檀那寺の寺院境内にあるハカ(墓)に石塔が建てられる。檀那寺は在所単位に存在するといえる。大中小路は浄土西林寺、小中小路は天台宗西養寺、前田は浄土真宗照覚寺、山出は天台宗宝泉寺である。もちろん寺檀関係は在所内で完結しておらず、他の在所にも散在している。特に門徒の寺である照覚寺は前田、東林寺を中心に、三上の各在所に門徒がいる。これらの寺院のうち、照覚寺以外はいずれも寺院境内に石塔建立墓地があり、在所内の大部分の家の石塔建立地となっている。したがって、石塔建立墓地はムラの領域内にあることになる。

ところが、現在の三上の各サンマイを訪れてみると、どのサンマイも整然と家毎に区画されており、その区画内には石塔が一基だけあるいは数基建立されている。赤土原のサンマイは大部分が「先祖

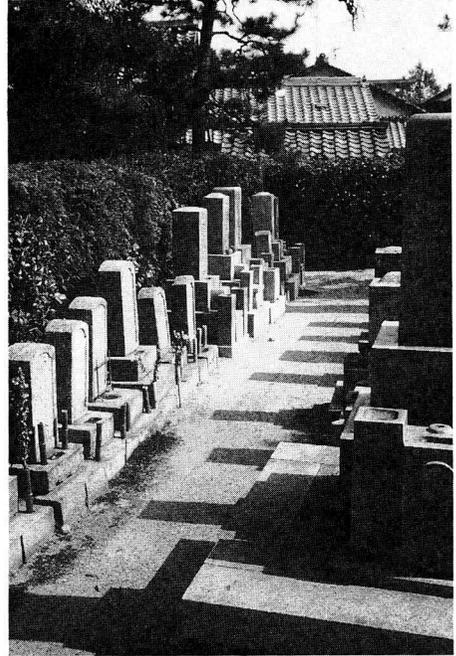


写真9 大中小路のハカ (西林寺境内)  
(上野和男氏撮影)

代々之墓」となっているが、石塔の最も古いものでも大正四年建立のものである。しかも、注目されるのは大正年間建立の石塔や年次の彫られていない石塔には「○○家墓地」というのが多く見られることである。これは、区画された埋葬墓地を表示するために石塔が建立され出したことを示している。そして、その後先祖代々墓が一般化して、今日の景観を形成したのである。口の河原のサンマイは近世中期という比較的古い年代の石塔がある。しかし、多くはやはり近年のものである。したがって、急速に単墓制への道を歩んでいると言える。さらに注目されるのは、門徒の墓地である梅の木墓地である。門徒の人々は別に石塔建立墓地を持たない。いわゆる単墓制である。しかし、この梅の木墓地に建立されている石塔は、一部の三上藩士の石塔を除けばいずれも古くない。大正年間以降のものばかりである。したがって、門徒の人々はそれまでは石



写真10 妙光寺のサンマイ

死亡した人を埋葬し、低い所には若くして亡くなった人が埋葬される。それに対して、石塔建立墓地は集落の背後の山麓にある宗泉寺境内にある。やや山にかかっているが、集落の一画でもあり、ムラとしての領域と判断すべき所である。やはり、ここも両墓隔離型両墓制(I)と把握できよう。三上の各村落は両墓制であり、しかも埋葬墓地

塔を建立しない無墓石制であったものと思われるのである。以上によって、三上の基本的な墓制は両墓隔離型両墓制(I)と把握できよう。それに対して、前田の照覚寺の門徒の墓は現状では単墓制、大正年間以前は無墓石制であった。

妙光寺は妙光寺山の麓にある小さい集落であるが、その全部の家の埋葬地であるサンマイは集落から外に出て、国道近くまで行った所の北側の山の傾斜地にある。したがって、ヤマの領域であることは歴然としている。そこは家毎には区画されていない。傾斜面の高い所には高齢で



写真11 妙光寺のハカ（宗泉寺境内）

多くなって、景観的には単墓制に近づいてきている。しかし、北桜・南桜および妙光寺は、現在なおサンマイには石塔を建立せず、はつきりと両墓隔離型両墓制（Ⅱ）を守っている。

②滋賀県甲賀郡水口町北内貴・宇川・宇田・植・酒人

野洲川の南北兩岸の平野に立地する村落である。これらのうち、すでに宇川の例で見たように、宇川、北内貴、酒人、植はいずれも両墓隔離型両墓制である。埋葬墓地はサンマイと呼び、かつては野洲川の河原であったと判断される、集落から離れた堤防に近い所にそれぞれムラとして

をヤマの領域、石塔建立

墓地をムラの領域にもつ

のが原則である。ヤマの

領域にある門徒の墓地は

明治年間までは無墓石制

であったが、大正以降に

先祖代々墓が建立される

ようになり、単墓制とな

った。また、その他の両

墓制においても、近年は

埋葬墓地の各家専用区

画されたなかに「先祖代

々之墓」というような石

塔を一基建立することが



写真12 北内貴のサンマイ

設けた大きいものがある。ただし、酒人は野洲川の左岸にある村落であるが、サンマイが二カ所に分かれて、ムラの領域から外に出た水田のなかにある。野洲川に近く、かつては河原であったものと思われる。植は酒人よりもっと野洲川寄りにあり、集落からは遠い。同様に、野洲川右岸にある北内貴、宇川のサンマイもムラの領域から遠い野洲川に近い所に設けられている。したがって、野洲川は兩岸低地部に立地する各村落の埋葬墓地となっているのである。どの村落でもサンマイの内部は各家毎に区画されている。北内貴のサンマイの一戸当たりの面積はごくわず

か、棺桶が一つ埋葬で

きる程度の広さである。

その狭い埋葬地に繰り返し埋葬してきた。ただし、

現在の家別区画は必ずしも古くからのものではない。

北内貴のサンマイは、

大正七年三月に区画され、

抽選によって家々に配分

されたものである。

それに対して、石塔建

立墓地は集落内の寺院境

内の墓地にある。たとえ

ば、北内貴はムラのほ

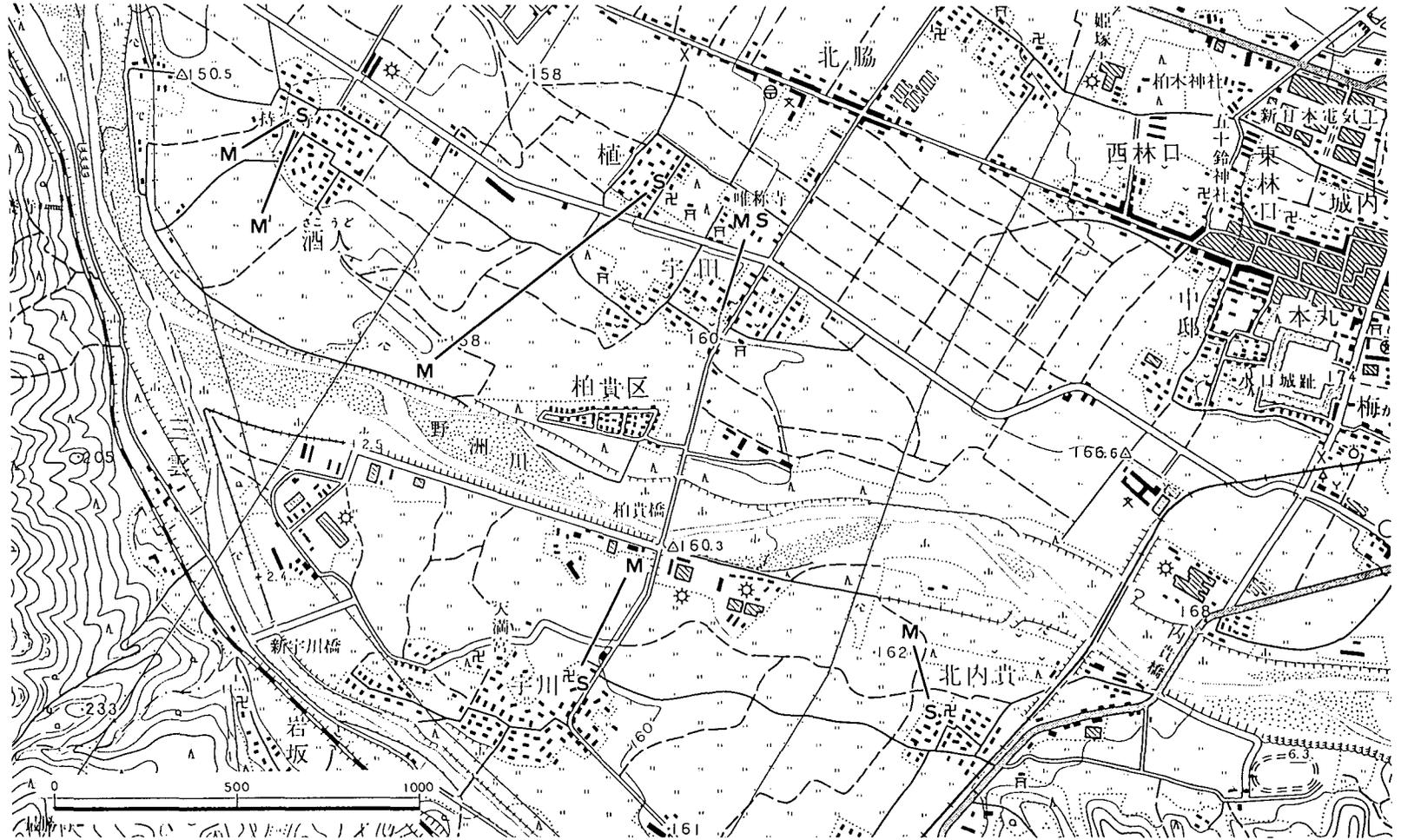


図2 北内貴・宇川・宇田・植・酒人等の墓地の位置(2万5千分の1地形図「水口」を縮少)



写真13 北内貴のウチバカ（養福寺境内）

全戸が村内の浄土宗養福寺であり、その本堂脇のごく狭い所が石塔建立墓地となっている。この石塔建立墓地のことをウチバカ（家墓）と呼んでいる。現在では多くがこの半世紀程の間に建立された先祖代々墓であるが、その他にも小さい墓石が多数あり、古くから墓石をこの場所に建立してきたことが推察できる。

ところが、宇田のみは単墓制である。宇田の墓地は集落の北方にあり、河原と反対側である。ほとんど全部の家が檀家となっている唯称寺の境内墓地であるが、その立地は集落よりもやや高くなっており、その続きは藪が広がっている。ヤマの領域に入る所と判断できる。墓地は家毎に区画され、列状に配列されている。また、少数の浄土真宗の門徒の墓地はそれとは別で、やはり野洲川に近い所にある。

このように、大部分の村落が「ムラとしての両墓制」であるが、そのなかに混じって「ムラとしての単墓制」が行われていることは注目されるが、

この場合の墓地は両墓制のムラと同様に村落領域のなかのヤマの部分にあることに注意しておかねばならない。宇川、北内貴、酒人、植は両墓隔離型両墓制（Ⅰ）ということになり、宇田は単墓制（Ⅰ）と判断できよう。

### ③滋賀県八日市市寺町・岡田・林田・五智・中小路・妙法寺

愛知川左岸の沖積地に東西に集落が間隔をおいて配列されている。最も上流に立地するのが寺町であり、そこから下流へ岡田、林田、五智、中小路、妙法寺の順に並んでいる。いずれも周囲に水田が広がる低平な場所にある。集落の北側の水田を越えると愛知川となる。反対に各集落とも南側は水田地帯となっている。そして、段丘となる。段丘上は畑として利用されているが、そこを東西に通る八風街道より南側は林が広がっている。現在では開発が進み、住宅や工場ができていくが、それでもその部分がヤマの領域であったことは明確に示されている。住宅や工場の間には林が広がっている。各村落は愛知川から八風街道の南側までを自己の領域としており、南北に細長い。そして、集落を中心に同心円的に領域が構成されており、ムラの周囲には水田、そして段丘上に畑というノラの領域があり、その南側にヤマの領域があるというように、带状に三つの領域が編成されている。以上のような景観構成に対して、妙法寺のみはやや様相を異にしている。ここ集落は段丘上に立地する。上流の他の集落ほど段丘の落差がほとんどなく、水田面に連続している。他の各集落はほぼ一列に並んでいるが、妙法寺のみはその線から外れ、南側にある。伝承によれば、かつては水田のなかに集落があったが、洪

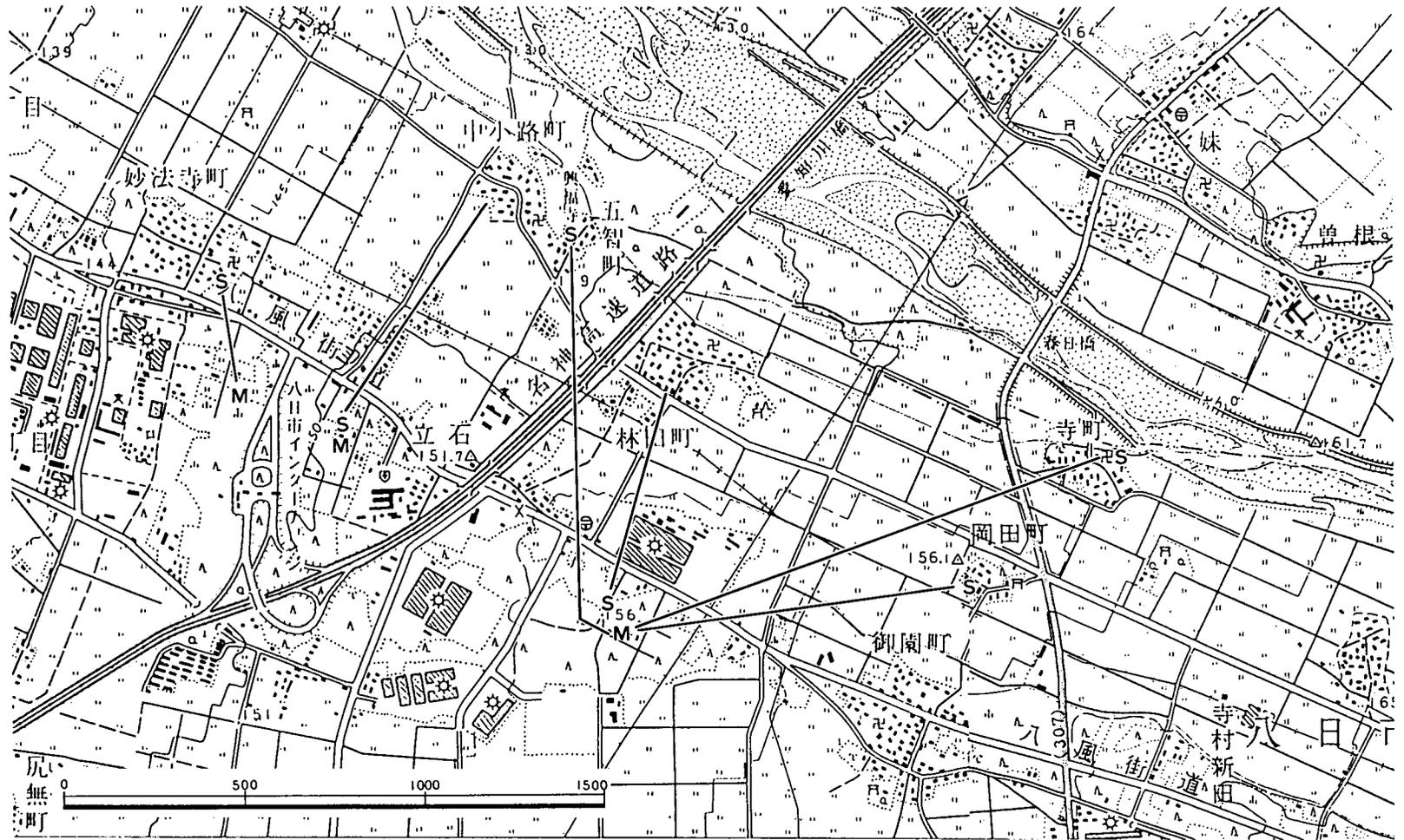


図3 寺町・岡田・妙法寺等の墓地の位置 (2万5千分の1地形図「八日市」「百濟寺」を縮小)



写真14 林田のサンマイ



写真15 妙法寺のサンマイ(1)



写真16 妙法寺のサンマイ(2)

水で流されたため、現在の場所に移転したとのことである。妙法寺の宮さんが水田のなかに孤立してあるのは、かつての集落の所在地を示しているのだという。

この寺町以下の各村落はいずれも「ムラとしての両墓制」である。埋葬地をそれぞれ村落毎に設定しており、いずれもサンマイ（三昧）と呼ぶ。上流部の寺町、岡田、林田、五智の四村落はサンマイを互いに接して設定している。全体としては一つの埋葬地と見ることができ大きなものである。場所は林田の南端のヤマの領域になる。周囲は今も鬱

蒼とした林であり、そのなかにサンマイがある。ここは各村落からはるかに離れた場所であり、寺町からは直線距離で一・五キロメートルは離れており、葬列を組んで来るには三〇分は要する。なお、寺町の家は多数が禅宗の檀家であるが、十軒程の家は浄土宗で、対岸の愛東町平尾の東光寺の檀家であり、サンマイも他の東光寺の檀家と一緒にして、対岸にある。下流の中小路、妙法寺は別にそれぞれ独自のサンマイを自己の村落領域内にもっている。いずれも自分のムラの領域内のヤマの領域である。中小路の集落からはやや遠く、七〇〇メートル程であるが、妙法寺

の場合には集落がすでに段丘面に乗っているため、集落とサンマイとの距離は短く、三〇メートル余りである。各サンマイは、家毎に区画されており、妙法寺ではその自分の区画には小さい石に〇〇家墓地等と刻って立ててある。これは墓石ではなく、墓地であることを表示しているものである。埋葬地点は、寺町、岡田等では土饅頭であり、木の墓標や板塔婆を立てているが、中小路、妙法寺は河原の大きな石を積み上げて埋葬のしつらえとしていて、塔婆なども立てないのが原則である。

石塔建立墓地は、林田と中小路を除けば、いずれも自己のムラの領域



写真17 寺町のソウハカ

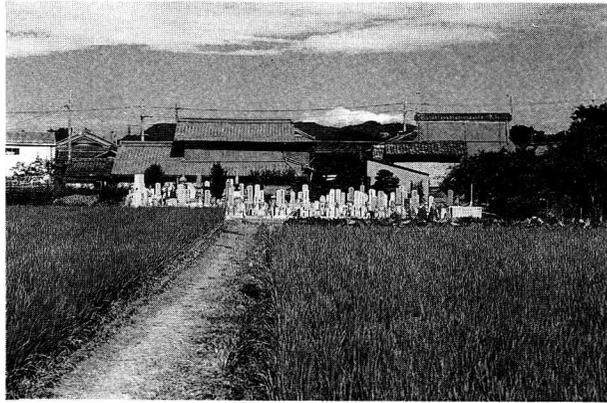


写真18 妙法寺のハカチ

内の寺院あるいはお堂境内にある。寺町には寺院はない。無住のお堂（元は天台宗の大蔵寺）があり、これを村堂と呼んでおり、集会所として機能している。ムラの祈禱行事を行う堂である。この堂の境内に石塔が林立しており、ここをソウハカ（惣墓）という。この石塔群のなかの正面に大きな宝篋印塔が一基あり、これを特に「惣墓さん」と呼んでいる。各家の石塔は区画されて並んでいる。古いのは皆個人もしくは夫婦墓で、近年建立されたものは先祖代々墓である。妙法寺の石塔建立墓地も集落内の寺院境内にある。天台宗光林寺で、妙法寺の古くからの家全



写真19 中小路のサンマイとハカ

戸が檀家となっている。石塔建立墓地は本堂の南側にある。ここをハカチ(墓地)という。墓地は整理されて、整然と家毎に区画されて配列されている。寺町、岡田、五智、妙法寺は、このように両墓隔離型両墓制(I)である。

ところが、林田と中小路は異なる様相を示している。林田の埋葬墓地はサンマイに隣接している。中小路のサンマイは、他のムラと同様に、八風街道を越えた南側のヤマの領域にある。そこを訪れてみると、サンマイの手に墓石が並んでいる。全体としては一続きの墓地として把握できそうである。埋葬用の空間が広く、圧倒的な部分を占めている。それに対して、手前に細長く石塔が並んでいる区画がある。道路からは別々に入るようになっており、別の施設として把握できる。ここがハカチ(墓)である。埋葬墓地も石塔建立墓地ともにヤマの領域にあるので、これは両墓近接型両墓制(I)と把握できよう。近畿地方の両墓近接型両墓制の多くはこのようにヤマの領域に両墓が存在する(I)型である。同じような立地で並んでいる村落でありながら、両墓の配置が異なることに注目しなければならないであろう。特に、中小路の両墓近接型の両墓制が、サンマイにおいて近接していることに注目しておきたい。

## 六 両墓制成立の条件とその歴史性

以上、見てきた事例によれば、近江各地の両墓制は原則として「ムラとしての両墓制」であり、埋葬墓地を村落空間のなかのヤマの領域に設

定しているが、石塔建立墓地は必ずしも一定せず、さまざまな位置に設定されていることが判明した。しかし、最も一般的な形態は両墓隔離型(I)という、埋葬墓地はヤマ、石塔建立墓地はムラというものであった。それは、今までも多くの人々が論じているように、明らかに埋葬を村落領域の最も外側のヤマの部分にすることで、死穢を自分たちの世界から速やかに遠ざけようとするものである。原田敏明が指摘したように、<sup>(31)</sup>村境の外の埋葬墓地、内の石塔建立墓地ということに意義がある。この両墓の設定は個別の家によって行われた結果ではなく、村落の意思によって埋葬墓地が設けられ、また石塔建立墓地が造成されたことを示している。村落空間の秩序を維持するために村落として二つの施設を配置したのが両墓制であると言えよう。なお、そのなかに埋葬墓地に石塔を建立する単墓制の村落も混在していることも注意される点であろう。

埋葬墓地が例外なくヤマの領域にあるのに対して石塔建立墓地が村落によって一定しないことが、両墓隔離型、両墓近接型という両墓制の諸形態はもちろん、単墓制をも作り出しているのであって、いずれの場合も埋葬墓地の立地については大きな相違はないと言えよう。両墓制の両墓隔離型も両墓近接型もいずれも石塔建立墓地の位置によって出現した類型である。単墓制も埋葬墓地内に石塔を建立する形態である。また、反対に、その石塔あるいは石塔建立墓地の存在を消してしまえば、無墓石制となる。三上前田の梅の木墓地は現在は単墓制としての様相を示しているが、大正年間以前は無墓石制であったことは、それを示唆している。様式的には、無墓石制、両墓制、単墓制とも、必ず埋葬墓地がヤマの領

域にある墓制であり、その共通性の上に展開した相違であると言えよう。<sup>(32)</sup>

近江村落における単墓制は多くが門徒の人々のものである。それは埋葬墓地としてはほとんど両墓制の埋葬墓地の立地と変わるところはない。埋葬墓地に石塔を建立しているだけのことである。その点では両墓制と単墓制は連続しており、制度として別のものと把握することも無意味であることは明らかである。しかし、近江はじめ近畿地方のあり方で単墓制の特質やその成立の歴史的条件を検討するのでは片手落ちと言わねばならない。むしろ、単墓制は中部地方、関東地方をはじめ全国各地に行われている多数派である。単墓制の問題は、近畿地方以外での墓制を把握することで究明できる。

ここで具体的な事例を示す余裕がないが、中部地方や関東地方について注意しておかなければならない点は、単墓制の墓制がヤマと限定されないことである。墓地はヤマ、ノラ、ムラ等のいずれの領域にもある。埋葬する墓地をノラやムラに設定することを忌避しない觀念の所産が単墓制と大きく関係している。しかも、注意されるもう一つの点は、墓地を村落として共同するということが少ないことである。関東地方や中部地方では、墓地は個々の家毎に、あるいは先祖を共通にする家々毎に設定していることが多い。したがって、墓地は大きくない。その小さい墓地が屋敷続きの裏の畑や山にあるのはごく普通の姿である。そして、東海地方では現在の景観として顕著に見られるように、屋敷内に墓地を持っている例も多い。これら屋敷内や屋敷に接続する畑や山に墓地があるものを屋敷墓と総称するが、これは関東、中部地方あるいは東北地方の

特色と言えよう。<sup>(33)</sup> この屋敷墓は両墓制ではない。屋敷墓の内部に埋葬を

してきたのである。遺体に親しみを感じ、自分たちの居住空間に近い場所に永く置いておきたいという觀念が働いていることは間違いない。しかし、石塔との関係では、最初に指摘したように、埋葬地点と石塔建立地点は一致せず、何メートルもずれているのが普通である。墓地の中央部が空けてあり、そこが埋葬用の場所である。石塔は墓地の周囲に横一列に並べて配置されているものが多い。したがって、石塔の背後に埋葬地点はない。石塔を拜むことは埋葬地点、あるいはその下に埋葬されている遺体を拜むことにはならない。その点では両墓制と変わるところはない。

日本全体を見て考えれば、石塔建立の一般化の時期における埋葬墓地のあるべき場所についての觀念の相違が墓制の諸類型、特に両墓制と単墓制を分化成立させたものと考えられる。近畿地方は埋葬は領域としてのヤマにすべきものと考えた地域であり、関東地方や中部地方は埋葬はムラの領域、特に個別の屋敷内もしくは屋敷続きにすべきと考えていた地域である。それに対して、石塔を建立するという行為は近世の小農の家が確立したことの外に向かったの表示であり、それを寺檀制度として組込んだ寺院側の石塔建立を促した結果でもあった。<sup>(34)</sup> 石塔建立そのものについては近畿地方もその他の地方も共通した觀念に基づいていたと考えられる。それは仏教的な死者供養のためのものであった。その建立地も供養という目的に対応して容易に参ることができるところに求められた。したがって、ムラ内に設定され、多く寺院境内に求められた。おそらく、

それは五来重が指摘したように、位牌を祀る仏堂がその前提として存在したものと思われるし、また八日市町寺町の石塔建立墓地に見られる惣墓という一基の宝篋印塔に石塔の最初の姿を見ることができよう。このような特別に大きな宝篋印塔や五輪塔をムラの死者全員の供養塔としていたものと思われる。京都府相楽郡木津町の元の木津惣墓の場所に移転不可能だったためと思われる巨大な中世建立の五輪塔が残されている。<sup>(36)</sup>

石塔が墓参するのに容易な場所に建立されることによって、埋葬墓地との位置関係にさまざまな類型が生じた。近畿地方では基本的に埋葬墓地がヤマ、石塔建立墓地がムラという領域に分離された両墓制となった。石塔建立は特別な場所条件を要求しなかったものと思われる。葬儀執行の場であり、日常的に僧侶によって供養される場所である寺院境内が最も相応しい所として選択されることとなった。しかし、中部地方や関東地方のように、前提として埋葬がムラの領域内、特に屋敷続きなり屋敷内に行われていた地域では、そこが石塔建立のための場所ともなった。<sup>(37)</sup> すなわち単礫制である。

石塔建立の一般的成立はすでに近年の多くの悉皆調査によって明らかになっていくように、近畿地方でも近世初頭であり、その他の地方では一七世紀の後半以降である。<sup>(38)</sup> それは近世的な小農が確定し家意識をもつに致った時点である。その時点での埋葬墓地の位置が両墓制・単墓制分離の決定的な分岐点となったのである。<sup>(39)</sup> そして、その基礎には遺体を忌避してヤマの領域に埋葬しようとする観念と遺体を懐かしみムラの領域、さらには自己の屋敷空間に埋葬しようとする観念の相違があった。

全国的に見た場合の両墓制・単墓制の相違の意義は死体埋葬地としてどこが相応しいかということの地域差にあると言えよう。そしてヤマの領域が埋葬すべき所と観念された近畿地方にあっては、それに対してどこに石塔を建立するのが相応しいのかという判断によって両墓隔離型、両墓近接型の両墓制、さらには単墓制をも分化させたのである。

註

- (1) 柳田國男『先祖の話』一九四六年(『定本柳田國男集』第一〇卷所収)。
- (2) 両墓制の調査研究の歩みについては新谷尚紀『両墓制と他界観』吉川弘文館、一九九一年、第一章第一節「両墓制研究史」を参照。
- (3) 柳田國男『葬制の沿革について』『人類学雑誌』第四四卷第六号、一九二九年(『定本柳田國男集』第一五卷所収)。
- (4) 柳田國男『先祖の話』一九四六年(『定本柳田國男集』第一〇卷所収)。
- (5) 竹田聰洲『民俗仏教と祖先信仰』一九七一年。
- (6) 国分直一『日本及びわが南島における葬制上の諸問題』(『民族学研究』第二七卷三号、一九六三年)および同「わが先史古代の複葬とその伝統」(『日本民俗学会報』五八号、一九六八年)。
- (7) 原田敏明「両墓制の問題」(『社会と伝承』第三卷三号、一九五九年)、同「両墓制の問題再論」(『社会と伝承』第一〇卷二号、一九六七年)。
- (8) 柳田國男前掲「葬制の沿革について」一九二九年。
- (9) 柳田國男『明治大正史世相篇』一九三一年(『定本柳田國男集』第二四卷所収)三〇九頁。
- (10) 辻井浩太郎「伊賀盆地における墓地の地理的考察」『地球』第一四卷六号、一九三〇年(最上孝敬編『葬制墓制研究集成』第四卷「墓の習俗」、一九七九年、所収)。この優れた論文を集成に再録して広く読めるようにしてくれた最上孝敬の見識に感謝しなければならぬ。
- (11) 『葬送墓制研究集成』第四卷、一九〇頁。
- (12) 同書一九〇頁。
- (13) 辻井同論文一九〇〜一九一頁。
- (14) 最上孝敬『詣り墓』一九五五年(増補版一九八〇年)。

- (16) 最上同書四八〜五〇頁。
- (17) 最上同書五二頁。
- (18) 原田敏明「両墓制の問題」(『社会と伝承』第三卷三号、一九五九年)。  
なお、その後の見解は「両墓制の問題再論」(『社会と伝承』第一〇巻二  
号、一九六七年)。
- (19) 原田敏明「村の境」(『社会と伝承』第一卷四号、一九五七年、後に「村  
境と宗教」と改題して『宗教と社会』一九七二年、に再録)。
- (20) 原田敏明前掲「両墓制の問題」。
- (21) 新谷尚紀「両墓制についての基礎的考察―両墓の形態より―」(『日本民  
俗学』一〇五号、一九七六年)。
- (22) 新谷前掲書第一章第二節「両墓制・単墓制・無墓制」参照。
- (23) 新谷前掲書第二章第一節「石塔立地の多様性と両墓制成立の前提―奈良  
盆地の郷墓と盆地周辺部の諸事例より―」参照。
- (24) 福田アジオ「村落領域論」(『武蔵大学人文学会雑誌』第一二巻二号、一  
九八〇年、後に『日本村落の民俗的構造』一九八二年、に再録)。
- (25) 福田同書五六頁。
- (26) 福沢昭司「両墓制と世界観―長野県南安曇郡奈川村古宿と松本市芳川野  
溝を事例として―」(『信濃』第三七巻三号、一九八五年)。
- (27) 中込陸子「宇川の社会と民俗」(福田アジオ編『甲賀貴生川の社会と民  
俗』一九八七年所収)参照。
- (28) 中田太造「奈良県下の墓制―特に墓制(埋葬墓)に表れた年齢階層・社  
会階層について」(『近畿民俗』四一号、一九六六年、後に最上孝敏編『葬  
送墓制研究集成』第四巻、一九七九年に収録)。
- (29) 柳田國男「水曜手帖」(ちくま文庫版『柳田國男全集』三巻)一〇九頁  
および今和次郎『日本の民家』(岩波文庫版)二八六〜二八七頁。
- (30) 遠藤孝子「三上の檀家制度と墓制」(『近江村落社会の研究』第一号、一  
九七六年)、同「三上の寺・檀家・墓―南桜・北桜を中心にして―」(『近  
江村落社会の研究』第二号、一九七七年)、同「三上の寺・檀家・墓(二)」  
(『近江村落社会の研究』第三号、一九七八年)、同「三上の墓制」(『近江  
村落社会の研究』第五号、一九八〇年)等参照。
- (31) 原田敏明前掲論文において「詣墓はこの村境の外にある埋墓とは別に、  
むしろそれとは関係なしに死者尊重の考えから、仏教信仰に基づいて礼拝  
供養するために建てられたものをいう」と述べている。
- (32) この点については、すでに本文で紹介したように、新谷尚紀が、石塔以  
前の埋葬墓地を共通の基盤とし、それに対しての石塔の付着の仕方によっ  
て分化した「変化形」であることを主張している(前掲「両墓制と他界  
観」四三頁参照)。
- (33) 勝田至によって、中世にあっては近畿地方においても屋敷墓と把握でき  
そうな墓の存在したことが確認されている。その場合の屋敷墓は先祖代々  
の墓というよりも、家の創設者あるいは開発者の墓に限定されているとい  
う(勝田至「中世の屋敷墓」『史林』第七一巻三号、一九八八年)。したが  
って、墓地という形ではないようである。
- (34) 原田敏明は両墓制の石塔建立墓地が寺院境内に設けられていることに注  
目し、位牌との関係も考えて、仏教寺院との関係を重視している。原田前  
掲「両墓制の問題再論」参照。
- (35) 五来重「両墓制と霊場崇拜」(『民間伝承』第一六巻一、二号、一九五二  
年)。ただし、このことをもって、さらに山中の霊場をも結びつけて解釈  
することによって、両墓制概念を拡大することには同意しない。両墓制は  
あくまでも埋葬墓と石塔建立墓地の配置のあり方に限定すべきである。
- (36) 移転前の木津惣墓の石塔の様相については坪井良平による詳細な調査報  
告がある。坪井良平「木津惣墓標の研究」一九三二年(『歴史考古学』の  
研究』一九八四年)。
- (37) 中部地方や関東地方においても両墓制が分布していることを無視しては  
ならない。その場合には、近畿地方のように面としての分布ではなく、点  
としての分布が一般的であり、その両墓制を行っている所の個別的な条件、  
特に村落の形成と来住の歴史に注意する必要がある。関東地方の墓制一  
般と同じく、両墓制も多くが「家としての両墓制」であることがそのこと  
を示している。多数の家が単墓制であるのに対して、特定の家あるいは家  
筋のみが両墓制を維持しているのは、その家固有の歴史的条件によるもの  
であろう。今後の個別の調査分析を期したい。
- (38) もちろん近畿地方の石塔建立墓地には戦国期のものからある所も知られ  
ている。しかし、その村落においても中世に属する石塔の量はごくわずか  
である。竹田前掲『民俗仏教と祖先信仰』後編「村における墓と寺との史  
的成立関係」参照。

(39) 石塔建立が近畿地方では中世にすでに普及しつつあったことによって、その時点で両墓制的な景観が形成されつつあったことは十分に推定できる。それは明らかに惣村の展開と密接に関連している。水藤真は両墓制概念には疑問をもちつつ、村落における両墓制の制度としての成立を惣村の発達とその選択の結果であると展望を述べている(水藤真『中世の葬送・墓制』一九九一年、一五七〜一五八頁)。また戦国期の京都の貴族層が一人の死者について「オサメ所」と「ハカ所」という二カ所の施設を設定していたことが瀬田勝哉によって明らかにされている(瀬田勝哉「一青年貴族の死―父・山科言国の日記から」『週刊朝日百科日本の歴史』別冊「歴史の読み方」九、一九八九年)。近畿地方における両墓制の成立と一般化については今後さらに詳細な分析を必要とする。

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

## Double Grave System and Village Space

FUKUTA Azio

The problem of the double grave system has attracted the greatest attention in folklore studies on the Japanese grave system. The focus of studies on the double grave system has been placed on the question of whether it is old or new: of course, the majority of folklore researchers have supported the opinion that the grave system is old, and that this shows the traditional Japanese view of the Other World and the spirits. Many of these studies have paid attention to the names of the two burial facilities, the relationship between the rituals held there, the period during which both graves were visited, and the time when only one grave came to be visited. The opinion that the double grave system is old has generated a tendency to pursue the form before the erection of tombstones, and researchers came to study matters other than cemeteries or tombstones, such as Buddhist buildings, mortuary chapels, sacred mountains, or the mountain to which the dead go.

Conventional studies on the double grave system, as described above, have not always paid attention to the problem of spatial arrangement in villages. Even though some studies did give attention to the spatial arrangement, most of them picked out only the two graves and discussed the distance between them; few studies tried to locate them within the village space as a whole. In this paper, the author examines the double grave system from the point of view of village space, and attempts to demonstrate that the double grave system appeared closely related with the historical process of the formation of the village itself; and at the same time, that the arrangement of the two graves in the double grave system came about because of the difference in the styles of burial graveyards, at the stage where the folk custom of erecting tombstones became general in the village community.

In the grave systems of several villages in Omi province (present Shiga Prefecture), in which burial graveyards were without exception located in a mountainous area, graveyards with tombstones differed by village. This gave rise to the different patterns of the double grave system; which are, the remote-grave type and the close-grave type. In contrast, in the grave system of the Kantō District, bodies were buried in or next to the living premises; when the erection of tombstones became general, this resulted in the establishment of the single-grave system. Therefore, the author considers that different concepts of where burial graves showed be located in the period when the erection of tombstones was becoming general, led to the establishment of two grave system, namely, the double grave system and the single grave system, and that this difference produced a large regional disparity in Japan.